

令和元年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年12月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
14番 江澤 信明	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	健康福祉部次長 大森 章司
産業経済部次長 岩佐 賢二	建設部次長 猪尾 正
教育部次長 森北 博文	教育部次長 高田 敬二
吉野支所長 石川 久	土成支所長 成谷 史代

阿波支所長 妹尾 浩子

農業委員会事務局長 吉川 和宏

財政課長 稲井 誠司

水道課長 藤野 芳大

監査事務局長 大木 悠子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 6 5 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 3 議案第 6 6 号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
について

日程第 4 議案第 6 7 号 令和元年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 6 8 号 阿波市阿波地域交流センターの設置及び管理に関する条例の  
制定について

日程第 6 議案第 6 9 号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 7 0 号 阿波子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

（日程第 2～日程第 7 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○副議長（松村幸治君） 本日も、森本議長が体調不良により欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により本日の議事につきましては、副議長の私、松村が議長の職務をとらせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○副議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

まず初めに、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

北上正弘君。

○2番（北上正弘君） おはようございます。令和元年第4回阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、通告しておりましたのは大枠で3点。1点目は国土強靱化基本計画、2点目は道路整備、3点目は防犯灯についてです。

1点目の国土強靱化基本計画についてです。

まず初めに、9月台風15号、19号及び10月の大雨で関東地方を中心に被害に遭われた方、まだ復旧のめどが立っていない方もおられます。お見舞い申し上げます。

台風15号が千葉県に上陸したときの被害はニュース等でご存じだと思います。そのときの状況は、千葉県内で送電塔2本、電柱84本が倒壊したほか、約2,000本の電柱が損傷し、神奈川県と千葉県を中心に93万戸が停電しました。その後の復旧に時間を要したことにより停電は異例の長期に及んだ。8日後の時点では、確認できているだけで6万戸余りで停電が続いた。その間、通信網が切れている地域からは被害の報告ができず、状況が正確に把握できていない状態が続きました。

当時、東京電力の会見で、初めは、復旧については1週間かからないとされていましたが、見通しがさらにずれ込んだ理由について、1週間かからないというのは、これまでの台風の経験をもとに判断していた。しかし、今回は、倒木や土砂などによる、これまでに

経験したことがない規模の設備損壊だったと話した。地域によっては、まだ全ての被害状況を把握できているわけではないとしている。倒木や土砂の現場に入れない状況や広範囲なエリアで工事ができていない状況が続いている。この発表以降、一日も早い復旧に取り組むとありました。

これは、あくまで政府や東京電力側の考えで、被害に遭われている市民、住民の心労は我々では想像がつかないと思います。今や生活の一部となっている電気が停電したことで生活ができない状態が続いています。

そこで、今回の質問内容に入りたいと思います。

今年3月の第1回定例会にて私が質問した内容に、災害時のライフライン遮断時、特に停電時について、停電に強いLPガスヒートポンプエアコンを公民館など避難場所に導入してはどうかとの質問をさせていただきました。そのときの答弁に、公民館などの避難所指定している建屋の更新時期にEHP——電気モーターヒートポンプ、GHP——ガスエンジンヒートポンプの比較検討をしていきますとの答弁をいただいております。

そこで、市場大俣公民館の更新が計画されていますが、前回の答弁のとおり比較検討したと思われま。その比較内容や結果を教えてください。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） おはようございます。北上議員の一般質問、国土強靱化基本計画についての1点目、避難所等のLPガスヒートポンプエアコンに関する検討結果についてご質問をいただいております。

本市では、地域防災計画におきまして33施設を災害時における避難所として指定しており、そのうち、県が所管する2施設を除く31施設が市の施設でございます。ただいまご説明いたしました市の指定する全ての避難所の設備機器は、電力会社から送電される供給電力で賄われており、大規模な災害が発生した場合には、電柱の倒壊による送電線の切断や変電設備の故障などによる停電により使用できないことが想定されます。そのため、本市が災害時に避難所を開設する場合には、災害時用に備蓄をしております石油ストーブや発電機などとあわせ、リース契約による空調設備等に対応することとしております。

一方、議員ご提案のLPガスを燃料供給源として発電するLPガスヒートポンプエアコンは、電力会社からの供給電力とは異なり、平時と変わらず発電が可能ですので、災害時におきましては非常に有用な設備であるかと考えております。

一方で、避難所施設には、小・中学校の体育館やスポーツセンター、公民館やコミュニ

ティールセンターなど多種多様で、さらには災害時の避難者収容人員が900人を超える施設や建築後数十年を超える施設もあることから、既存施設を改修し設置する場合は、建物本体の構造の安全性について十分な精査が必要であると考えております。

今後、実施をいたします新規事業につきましては、関係部署等と連携し、全国の整備状況等を参考にしながら、その経済性、安全性、利便性等について十分検討した上で、その採用につきましては判断をしてみたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 今の答弁は、大俣公民館の更新があるのですが、比較検討されていないように聞こえました。前例が少ないのはわかりますが、設備導入のコストで、電気式に比べてガス式が3割程度高いのはありますので、比較検討の土俵にすら上がっていないようなのが残念な思いがしました。

今から私が、皆様の考え方が少しでも変わることを期待して話をします。少しおつき合ってください。

高圧受電の例を挙げますと、私が議員になる前は、—————（8字取り消し）会社に勤務していました。私の担当は、主に工場の設備のメンテナンスですが、15年ぐらい前から電力削減プロジェクトの一員として取り組んでいました。初めのうちは、さまざまな講習を受け、工場全体の電気使用量の算出、この設備を動かすのにどれだけ電気が必要かなど、工場内の照明や空調設備のデータ取りをしました。電力会社との契約見直しなどもしました。

毎月の電気代は、ざっくり分けると、基本料金プラス電気使用料金、この2つです。電気使用料金の説明として、電気使用量キロワットアワーに1キロワットアワー当たりの単価を掛けたのが使用電力量料金です。電気を使った分だけ払うことです。1キロワットアワー当たりの単価は契約時に決まります。

問題は基本料金です。基本料金は電力会社との契約時に決まりますが、デマンド方式をとっていますので、時期が変動する1年更新型です。先ほど出ましたデマンド——デマンド交通のデマンドとは少し違います——電気の用語のデマンドです。基本料金はデマンド、単位はキロワット、1キロワット当たりの契約金額を掛けた値が基本料金となります。デマンドとは最大瞬間電力のことで、1カ月を30分間隔で区切り、一番多く使った電力量の数値が基本料金に反映するデマンドとなります。1年間を通して時期的に言え

ば、夏の8月が電力のピークが一般的に多いです。要因は空調関係の冷房です。

ちなみに、阿波市役所とアエルワは同一受電設備となっております。参考までに、デマンドは545キロワット、契約金額は1キロワット当たり1,546円です。基本料金、計算したら出ますけど、月に約84万円、年間約1,000万円、それが阿波市役所とアエルワの年間の基本料金です。

私が勤めていた会社を例に挙げますと、簡単な数字で計算するために端数は切りますが、デマンドが500キロワットで1キロワット当たり2,000円でした。計算すると、500掛ける2,000で、基本料金は1カ月当たり100万円となります。それが1年間の基本料金として設定され、年間基本料金だけで1,200万円を支払いしなければなりません。

そこで、デマンドを下げる試みをするのですが、1年間は設定をされているので、基本料金の変化はありません。1年後に最大デマンドの値が基本料金に反映します。それは、あくまで下げたときだけです。8月500キロワット設定で1年後の8月までに最大デマンドが480キロワットだったとき、その8月から1年間、480キロワット設定で計算されます。500キロワットから480キロワット、20キロワット下げたことになり、月4万円で年間48万円の削減になります。

しかしながら、せっかく8月まで頑張って480まで下げたのに、9月猛暑で最大デマンドが480キロワットが1キロワットでも超えると、9月から最大デマンドを超えた値から1年間がスタートします。気を緩めると大変な増額になります。下げるためには1年間必要ですが、上げるのは非常に簡単なシステムになっています。

私が在籍していた会社には、例に挙げたとおり、15年前は500キロワット2,000円でしたが、何年もかけてですが、350キロワット2,000円まで下げることに成功しました。基本料金だけで月30万円、年間360万円の削減ができた計算になります。その長年かけての削減が、今回の質問でのLPガスヒートポンプエアコンにすることで、短い期間でデマンドを下げることができます。

建屋ごと新設するのであれば、契約電力が初めから低く設定できます。ただ、設備コストが割高なのは確かです。インシヤルコストやランニングコストの算出も必要ですが、電気代の削減が大きいので、5年、10年の長期的な展開で比較検討してもらいたいと思います。

そこで、再問として市長にお聞きします。災害に強い阿波市として、思い切ってモデル

事業をしてはどうでしょうか。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 北上議員からは、国土強靱化計画について、災害に強い阿波市としてモデル事業をしてはどうかについて答弁いたします。

本市におきましては、南海トラフ巨大地震や市内を横断するように走る中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定では、多数の家屋の倒壊が想定されております。また、近年、全国的に異常気象等による豪雨や地球温暖化が原因とされる大型化する台風などによりまして、河川の氾濫や決壊など広域的な自然災害が頻発している状況にもございます。

これらの大規模な自然災害への対応力の強化を図るため、本市では、ハードとソフトの両面からさまざまな施策を展開しております。ただいま議員から、LPガスヒートポンプエアコンを避難所に設置し、災害に強い阿波市のモデル事業にしてはとのご提案をいただきました。

この設備は、災害時に電力会社からの電力を不要とし、大規模な災害発生時におきましても、避難者が快適に過ごせる環境をつくることができ、二次災害による人的被害の防止にもつながることから、先ほど担当部長からご説明させていただきましたように、今後におきましては、新規事業については費用対効果等について十分検証を行いました上で、判断してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○副議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 全国で見れば、たくさんの事例が出てきています。阿波市も、その事例の一つに入っても悪くないと思うので、国土強靱化基本計画の一環で補助金もありますので、ぜひ検討をお願いします。

1点目の質問はこれで終わります。

2点目の質問、道路整備について。

徳島道土成脇町間の4車線化工事を行っています。阿波スマートインターチェンジの着工許可も決定しました。そこで、周辺の道路、自動車道の北側、東西に走る広域農道で、特に市場大俣から西に、坂東議員宅の前を通り、武澤議員宅の後ろを通り、藤井市長宅を見ながら観光名所の土柱に立ち寄り、長峰を抜け美馬市、香川県につながる主要道路であります。その道路整備の計画はどのようになっていますか。

○副議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 北上議員の一般質問2問目、道路整備についての1点目、徳島道の4車線化工事や阿波スマートインター着工予定に伴う周辺道路整備の計画はとのご質問にお答えいたします。

（仮称）阿波スマートインターチェンジのアクセス道路である阿波町の市道阿讃山麓線広域農道は、美馬市境から市場町に通じる幹線市道で、周辺には阿波の土柱やゴルフ場があり、市内でも通行量の多い市道の一つであります。

この路線については、平成29年度に策定しました阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき、舗装の凹凸、ひび割れ、わだち掘れ等の老朽度を把握するための路面性状調査を実施し、更新が必要な区間、距離、路面損傷度の順位づけを行うとともに、水道課が実施している配水管布設工事と連携し手戻りがないよう計画を行い、合併特例債を活用した舗装更新工事を進めているところでございます。

本年度は約2,000万円の工事予算により美馬市境から東に240メートル区間と、ゴルフ場入り口付近の240メートル区間2カ所の舗装更新工事を実施しております。令和2年度においては、阿波町の赤坂地区、桜ノ岡地区の延長約600メートルと、八丁原、西ノ岡地区の延長1,000メートルの舗装更新工事を実施する予定としています。今後も、引き続き計画的に市道阿讃山麓線の舗装工事を実施してまいります。

また、市場町の（仮称）阿波スマートインターチェンジに接続する市道山麓東西1号線広域農道につきましても、県道津田川島線交差点から金清自然公園までの区間を舗装更新の計画区間に含め、（仮称）阿波スマートインターチェンジの完成を見据えた交通に対応できるよう整備を行い、通行される皆様が安全・安心に利用できるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○副議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） しっかりした計画があることを知り、安心しました。市外や県外の方も利用したり、観光客の増員、流通の拠点や企業誘致の決め手になる主要道路になりますので、計画どおり整備をお願いいたします。

続いて、道路整備のもう一つの質問ですが、今もなお全国各地で、学校の周辺で痛ましい交通事故等が報道されています。車を運転する側がマナーを守らない、自己中な運転をしたりするのが一番悪いのですが、巻き添えで犠牲になるのは、必ずと言っていいほど未

来のある子どもたちです。

そこで、阿波市でも毎年、学校周辺の危険箇所及び修繕箇所の点検をしていると思います。通学路の危険箇所の状況と整備計画はどのようになっていますか、答弁をお願いいたします。

○副議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 北上議員の一般質問2問目、道路整備についての2点目、通学路の危険箇所の状況及び整備計画はとのご質問にお答えいたします。

登下校時の児童・生徒が安全に通学できるよう、本市では平成24年度から小・中学校の通学路の合同点検を実施しており、さらに平成27年度からは、阿波市通学路交通安全プログラムを策定しまして、通学路の安全性の向上に努めているところです。

通学路の合同点検は、毎年8月に小・中学校から危険箇所の報告を受けた通学路を、阿波吉野川警察署、東部県土整備局吉野川庁舎、青少年育成センター、学校、PTA、阿波市で点検しております。点検の結果、危険と判断された箇所につきましては、早期に改善が図られるよう各関係機関へ要望しております。このうち、市道において対策が必要な箇所については、毎年、交通安全対策事業予算800万円を各町に振り分け、カーブミラーや転落防止柵、注意標識の設置、外側線や指導線の引き直しなどの安全対策を実施しております。

また、阿波町の市道中央東西線においては、平成6年度より児童・生徒の交通事故防止と道路交通の円滑化を図ることを目的に、国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用し、自歩道整備を進めております。平成30年度までの進捗状況は、久勝地区が計画延長3,320メートルのうち3,091メートルが完成し、進捗率は93%、伊沢地区は計画延長1,168メートルのうち1,037メートルが完成し、進捗率は約89%となっております。さらに、市場町の市道定松岸ノ下線、延長757メートルにおいても、本年度、社会資本整備総合交付金事業を活用し、片側路側帯にグリーンベルトの設置を行い、走行車両への注意を促し、通学路の歩行空間を確保する安全対策を実施しております。

今後においても、関係機関の協力をいただきながら通学路の安全点検を行うとともに安全対策に必要な予算確保に努め、児童・生徒が安全・安心して利用できる通学路整備に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○副議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

1月28日付の公明新聞の一面に、保育施設周辺にキッズゾーンとの見出しで記事が載っていました。保育園児らの安全を確保するため、内閣府と厚生労働省は12日、保育施設周辺の道路でドライバーらに園児への注意喚起など重点的に対策を講じるキッズゾーンの整備を促す通知を都道府県や政令市などに出した。5月に滋賀県大津市で散歩中の園児らが車にはねられ、死傷した事故を踏まえた対応で、自治体に対し、道路管理者や警察との連携などを求めている。キッズゾーンは、主に小学校周辺に設定された既存のスクールゾーンに準じる安全対策の重点地域、保育施設を中心に原則半径500メートル以内を対象範囲とし、園児の散歩コースなどを踏まえ、自治体が保育施設、道路管理者、警察などと協議して設定する。今回の通知とほぼ同時に、警察庁が都道府県警察、国土交通省が道路管理者に対し、市区町村と協力して取り組みを進めるよう促す通知も出したと記事が載っておりました。そのことも視野に入れて、阿波市内の学校周辺の整備を県や警察と連携をとり、早急に対応していただきたい。くれぐれも後回しにしないようお願いいたします。

これで2点目の質問を終わります。

3点目、防犯灯についての質問をします。

私が議員になって、市民の要望を少しでも満たせるように努力しています。防犯灯設置はその一つです。防犯灯は、今ではLEDランプが主流になっていますが、種類がたくさんあるように思います。明るさや光の広がり方、配光と言います——こういう感じですが、こういう感じですが——配光と言いますが、ばらばらのように感じます。

そこで、インターネットで防犯灯と検索すると、防犯灯とは、街路、公園など屋外において防犯を目的として設置されている照明器具の総称である。夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図るため、一定以上の明るさを保つことが重要である。人が歩くための最低限の照度を確保するよう設置するのはもちろんのこと、深夜は犯罪発生率が高くなる時間帯であり、暗がりや発生させないピッチでの設置が望まれるとあります。

防犯灯の設置は、危機管理課がLEDランプをまとめて購入し、工事依頼していると聞いています。LEDランプを購入するとき、明るさや配光の基準値の設定はあるのか、教えてください。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 北上議員からの一般質問、防犯灯についての1点目、購入の際、明るさ、光の広がり方等の基準値の設定についてのご質問に対してお答え申し上げます。

本市におきましては、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一定の基準に適合した場所に防犯灯を設置しております。設置基準につきましては、既設の街灯よりおおむね100メートル以上離れていることで、なおかつ周辺住民や地権者の方から同意が得られた場所に順次設置をすることとしております。また、設置基準を満たしていない場合でも、その必要性があると判断いたしました場合につきましては、現場の状況等を調査するとともに、緊急性なども考慮して判断をさせていただいております。

本市では、平成27年度よりLED灯具を年間300基一括購入し、新設及び老朽化した蛍光灯の灯具を交換するなど防犯灯のLED化を計画的に進めております。LED灯具の購入に当たりましては、警察庁の安全・安心まちづくり推進要綱及び公益社団法人日本防犯設備協会の防犯灯の照度基準に準拠した仕様としておりますが、配光の基準につきましては定めておりません。

LEDの灯具は、拡散性のある蛍光灯の灯具に比べ光の指向性が強いことから、照度につきましては、4メートル先の歩行者の挙動、姿勢等が確認できることを前提として、平均水平面照度をおおむね3ルクス以上と記述しております。また、消費電力は、ランニングコスト削減のため10ワット以下としており、現在購入をしております灯具は、これらの仕様を全て満たしているものであります。

今後におきましても、防犯灯を計画的にLED化することにより、市民の皆様の夜間の安全と安心を確保するとともに、経費の削減と環境負荷の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。明るさの基準は設定されていますが、配光の設定はないということでした。

LEDランプの特性として、直視すればまぶしい、その上、スポットライツ的な直線になりがちです。今では各種メーカーさまざま出しております。配光の角度、広がり方、蛍光灯と変わらないぐらいの配光の設定もあります。したがって、配光の設定も基準に入れ

てほしいです。先ほどの通学路の整備計画にも準じますが、市民の、特に未来ある子どもたちの安全・安心を第一に考えていただきたい。

防犯灯は、事故や犯罪を事前に防ぐ役目があります。事故や犯罪があつてからでは遅いんです。LEDランプ選びも大変重要な役目だと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして阿波市議会定例会、公明党北上正弘の一般質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時48分 再開

○副議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。令和元年第4回定例会、15番樫原賢二でございます。

今年は猛暑が続き、台風も大きな台風が参りました。東北地方では甚大な被害が生まれ、また心からお悔やみ申し上げます。

それでは、通告をさせていただきますので3点の質問をいたします。

まず1点目は、少子化、人口減少対策についてでございます。また、2点目につきましては、有害鳥獣捕獲実績についてでございます。また3点目は、子どもの安全対策についての3点を質問いたします。

まず1点目に、少子化対策でございますが、本市における晩婚化、未婚化の現状についてでございますが、私は過去、平成29年第2回、平成29年第3回、その後、令和元年第2回の代表質問もさせていただきました。内容につきましては、時間の都合上、一部しか説明ができませんけれども、特に再任用職員の行政の経験を生かして結婚相談をする課を立ち上げていただきたいと強く質問した経緯がございます。その内容たるもの、少しだけですが、会議録がございますので、それをもとに質問をいたします。

平成29年第2回定例会、婚活支援といたしまして、6月15日でございます。12番樫原賢二、再任用職員の行政の経験を生かして、専門的に結婚相談をする課を立ち上げて

はどうかと、こういうふうな通告でございまして、そのときの議長が江澤信明議長でございました。そのときの答弁をいただいた方が後藤前企画総務部長でございます。その内容につきましては、退職後の再任用制度の内容を詳しく詳しくご説明をしていただきました。令和2年からは、再任用制度が4年になるわけでございます。そういうことで年々変わっていきよんですが、令和2年度、来年からですか、来年からは4年ということでございます。そういうふうな内容を詳しくご説明をしていただいております。

そういうことで、その後藤前企画総務部長からの説明を少しだけ読ませさせていただきます。「任用される職員一人一人の能力を十分生かし、樫原賢二議員の提案いただいた業務を含め、配属先の部署、業務内容等を十分検討し実現できるよう努力してまいりたいと考えております」。ということは、この平成29年6月15日の私の質問に対しての十分検討して実現できるよう努力してると言うて、そういうことは、努力をした経過が現在の安丸部長にご答弁いただくんですが、今回でこの問題、4回目でございます。どうぞ実りあるご答弁をいただきたいと思っております。

続きまして、本市の人口減少についてでございます。

合併時の人口が、平成17年で4万2,717人でありましたが、平成31年——今年の1月1日でございますが、吉野町では7,702人でございます。土成町では7,912人、市場町は1万181人、阿波町は1万1,916人ということで3万7,711人になるわけでございます。そこで、減少が5,006人になるわけでございますが、高齢化率が——65歳以上でございますけれども——36%余りでございますが、そこで、このたび川人議員の許可をいただき、一部の内容ですが、阿部部長答弁の中でご説明がございました、阿波市では今年1月末現在で、外国人住民登録535人とのことですが、今年の4月より外国人就労法が改正されました。短期就労は最長5年、永住権、いわゆる阿波市に永久に市民として資格が得られる方、2通りございます。そういうことで、阿波市としては、人口減少の折、ぜひ外国人永住権をとられる方が多く多くなれば地方交付税も減らるので、非常に阿波市の財政としても助かるわけでございます。そういうふうなことを特にお願いをして、今回、永住される人口が何人ですかということで、川人議員のご説明の中で、外国人住民登録が535人ということでございますので、多少なりとも変動があるかどうか、こう思いますが、詳しくご説明を願います。

それと、最後でございますけれども、通告してございますように、1、本市における晩婚化、2番目の人口減少、それと最後でございますが、まずは阿波市らしい、県下でない

ような若い人の縁結びを市民が進んで、昔のような隣近所の方々がお声をかけれるようなすばらしい行政、すなわち、市民が喜んでお世話できるような阿波市づくりを賜ったらというように思います。

なお、この質問は、今回が4回目でございますので、私もお世話を時々やっておるんですが、この問題は非常に難しいわけでございますが、何が何でも打破をせないかんですが、町田副市長に力強いご答弁をいただきたいと思っております。

なお、答弁内容によりまして再質問、再々質問になるかもわかりませんが、十分意のあるところを、この晩婚化、未婚化について市民の方も非常に心配をしております。親が子に言うても子は言うことを聞きませんというようなお声をたくさん聞くんですが、これも、やはり粘り強いお世話をするのが我々の使命と、こう思いますので、どうぞ意のあるところをお酌みいただきまして、少子化、人口減少対策についての3点の質問、まとめてご答弁をお願い申し上げます。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 樫原賢二議員の一般質問、少子化、人口減少対策についての3点ご質問をいただいておりますけれども、1点目と2点目につきまして私のほうからお答えをさせていただきますが、まず1点目は、本市におきます晩婚化、未婚化の現状についてということによろしいでしょうか、ご質問内容ですが、よろしいですか。

（15番樫原賢二君「はい」と呼ぶ）

本市における晩婚化、未婚化の現状につきましては、平成22年と平成27年の国勢調査の結果を比較いたしますと、20歳から39歳の男性の未婚率は56.1%から58.9%に、同様に女性の未婚率も43.6%から47.4%に、いずれも上昇しております。特に35歳から39歳の方について申し上げますと、平成17年と比較いたしますと、男性は1.2倍の37.5%、女性は1.4倍の24.1%となっております。男女ともに晩婚化、未婚化が進んでいるのが現状でございます。

続きまして2点目、本市の人口減少についてのご質問にお答えを申し上げます。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、平成30年の出生者数は推計で約92万人となり、3年連続で100万人を割り込んでいる状況でございます。本市の人口におきましても、平成17年の国勢調査と直近の調査であります平成27年の国勢調査の結果を比較いたしますと、10年間で3,874人の減少となっております。

本市の人口減少は、転入者より転出者が多くなる社会減と、出生者数より死亡者数が多

くなる自然減のどちらもが、その要因となっております。まず、社会減につきましては、進学や就労の場を求めて市外への流出が多くなっていると考えられ、住民基本台帳ベースでは、近年は年平均約150人の転出超過となっている状況であります。次に、自然減につきましては、出生者数は減少傾向となっており、年平均約350人減少しておりますが、このことは、先ほどお答えいたしましたように、晩婚化、未婚化もその要因の一つと考えております。

続いて、永住者についてでございますけれども、本市に在住しております外国人は、本年10月末時点で564人、そのうち永住者は79人となっております。

複合的な要因によります人口減少を食いとめるため、地域それぞれの実情に応じた柔軟かつ息の長い対応、対策が必要であると、このように認識をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 榎原賢二議員の一般質問の国難とも言われております少子化、人口減少対策の3点目、今後の取り組みについて答弁させていただきます。

本市では今、徳島県のマリッサとくしま、そして阿波市の勤労者青少年ホームなど行政機関とか阿波市の指定管理者でございますメディアエルワ、また阿波市の社会福祉協議会など民間、法人とも連携しながら、結婚を希望する方に婚活並びに出会いの場を提供できるように鋭意取り組んでいるところでございます。

先ほど議員の質問にもございましたが、榎原賢二議員は婚活支援事業の質問について、昨年、一昨年含め今日で4回目の質問になろうかと思えます。開会日に阿波市の市議会総務常任委員会でも報告がありましたが、今年は兵庫県の三木市の縁結び課というところに委員会のほうでも視察しております。榎原賢二議員も、私もおとし、平成29年には三木市の縁結び課を訪れて研修もしてまいりました。

こういったことを踏まえて、今、全国では、そこに見合ったいろいろな婚活支援事業を実施しております。三木市も含め、榎原賢二議員の意見も含めまして、阿波市に見合った婚活支援事業をつくっていくことは非常に重要であると考えております。こういった中で、阿波市のコンセプトといたしましては、結婚を希望する方に寄り添いながらサポートできる支援体制をつくる必要があると考えております。

また、先ほども申しましたが、婚活支援事業には、行政だけでなく民間事業者と団体、

多くの方との協力をいただくことは不可欠でございますが、行政の強みでございます安全性、連携力、また長期的視点に立った支援などの体制を検討しながら、結婚を希望している市民から選んでいただける仕組みづくりを近いうちに報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） 1の項から。これにつきましては、前回は後藤前企画総務部長は、時間が許す限り頑張ってみようというような内容に察するんですが、お世話をやってみたい、またやってみようというようなご答弁をいただきましたが、安丸部長からは、そういうお声がなかったように伺います。今後、令和2年度からは、また再任用になろうかと思っておりますが、どうぞひとつ私の意も酌んでいただきまして、行政経験を生かして、すばらしい行政経験でございます。どうぞやよろしくお願いを申し上げます。この項につきましては、これで結構でございます。

続きまして、2番の項でございますが、先ほどお聞きすれば、永住権をとられた方が79名ということで、当阿波市で結婚もされるし、お仕事もされると。ひょっとしたらお子さんも生まれるかもわかりません。そういうようなことで、相当な年月の前に私が質問した経緯がございます。世界は一つでございますというような前置きをして詳しく質問した経緯がございますが、今回は、その内容については控えさせていただきますけれども、どうぞ子育てするなら阿波市と、農業をするなら阿波市と、いいとこづくめでございます。毎回申し上げておりますが、財政につきましても、県下で阿南市に次ぐ財政ということでございます。この2番目の項につきましても、安丸部長のご答弁で結構でございます。

3番目の、これまたうれしいことに、もう近いうちには、私の4回目の質問を酌んでいただきまして、いい答弁をいただけると、いいお答えをいただけるというようなことでございますので、この1、2、3、これで結構でございます。ありがとうございました。

続きまして、憎たらしい有害鳥獣捕獲実績についての質問をいたします。

これについては、先ほど申し上げましたように、農業立市であり、子育てするなら阿波市ということを前提に置いた質問でございます。

まず、有害鳥獣のイノシシ、鹿、猿、カラスの頭羽数、過去5年間の実績はと。

この問題については、農作物に甚大な被害が発生し、特に畑作物を移植したときに――苗を立てて植えたときに、イノシシが大きな足跡で踏み荒らし、作物が生育ができない。

また、生育ができないために収穫もできないという地区があるわけでございます。また、猿の軍団。猿の軍団というのは、50匹、80匹というような軍団が方々におりまして、入れかわり立ちかわり移動して、汗水垂らしてつくった畑作物、すなわち、特にブロッコリーですね——猿が一番喜ぶのはブロッコリーらしいです。そのブロッコリーの一番大事な、いわゆる丸い実ですね、おいしいところですが、その一番茎の下を、実の下を猿はかじるわけです。かじって、ころりっととれんようにしてしまうと。その地区が当阿波町地区でございますが、4割程度しかとれないという地区があるわけでございます。この地区が非常にさみしゅうございます。無論、猿でございますから、なりもんは全部とってしまうし、胸には大根は抱え込むは、白菜、キャベツ等々も抱え込んで山へ逃げ込んでいくというような状況が続いておるのが現状でございます。

しかし、ただいま申し上げたのは一部でございます、全部説明すれば時間がたつばかりでございますので、この辺で有害鳥獣1の項、これについての質問はこれで終わらせてもらいます。

続いて、年度別報償金についてでございますが、ご存じのとおり、当阿波市、宝の島善入寺島、面積約500ヘクタール、耕作者約470世帯が、また、吉野川市におかれましては、耕作面積約120ヘクタール、耕作者100軒余りですが、そこで陸続きな——陸というのは、北岸用水で笠井安之議員が質問されましたように、今度、大々的に市長が会長で改良するというところでございますが、善入寺島も一つの陸をつないでおるわけでございます、その陸続きですが、なぜ吉野川市の報償金と阿波市の報償金が違うのかと。

答弁をいただく前に少しだけ、余りようけ言うたら、これも時間が足りませんので。阿波市では、本年11月15日から来年の2月いつまでかが、いわゆる猟をしてよろしいという期間がございます。その期間につきましてはお金が出ないということで、近いうちには猟友会から陳情があろうかと思えます。そういうことで私に陳情がございましたので、まず吉野川市の現状を説明させていただきます。

まず、吉野川市におかれましては、イノシシは1万円、阿波市は1万円、鹿は吉野川市は1万円、阿波市は7,000円、猿は阿波市は2万円、吉野川市が2万5,000円、カラスは500円一緒、同額です。ただしこまいやつね、こまいやつは全部半額。半額というのは、ただいま吉野川市の申し上げた金額の半額でございます。ということで、違うところは、吉野川市は、猟期、11月15日から3月31日の期間中は、猟期金額は全て半額お支払いしますということで、まず1点目に、こういうふうな皆さんに、市民に知ら

しとるらしいです。

まず、農作物の被害情報等を住民から連絡いただきましたら、加害鳥獣、被害作物の聞き取り、どういうふうな、ものすごく敏速にやっておるそうでございます。また、地図により位置をぱっぱっと、今の時代ですから、ぱっぱっと出るそうでございます。ということで、これと当該地区の捕獲班長がおるそうです、4地区に分けて。その人にぱっと連絡したら、ぱっと捕まえるような体制が敷けとるそうでございます。ということで、阿波市もかなり進んだ、この憎たらしいイノシシ、鹿、猿、カラス、これをやっておるのがよくわかるんですが、どうぞや農業立市にふさわしい、こういうやつを模範になるように駆除するような方策もひとつ考えていただき、それを踏まえて力強い阿部部長にご答弁賜ったらと、こう思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 樫原賢二議員の一般質問の2問目、有害鳥獣捕獲実績について。1点目にイノシシ、鹿、猿、カラスの頭羽数の過去5年間の実績と、それと年度別の報償金のご質問でよろしいでしょうか、この2つのご答弁をさせていただいて、議員よろしいですかね、樫原賢二議員。

（15番樫原賢二君「はい、2つどうぞ」と呼ぶ）

それでは、一括して答弁させていただきます。

農林水産省によりますと、野生鳥獣による農作物の被害は6年連続で減少しているものの、平成30年度の被害金額は約158億円と、依然として高い水準にあります。本市においても、山間部や吉野川善入寺島などで鳥獣による農作物の被害が発生しております。主な被害は、イノシシによる水稻の踏み荒らしや、イノシシ、鹿、猿による食害により平成30年度の農作物の被害金額は、把握が困難な自家野菜は除き307万3,000円となっております。

そこで、先ほどご質問がありました本市における有害鳥獣の過去5年間の捕獲実績でございますが、平成26年度から平成30年度まで順次申し上げますと、まずイノシシにつきましては、558頭、476頭、296頭、251頭、359頭、合計1,940頭。次に鹿につきましては、52頭、50頭、55頭、50頭、45頭、合計252頭。次に猿につきましては、40頭、30頭、29頭、58頭、27頭、合計184頭。次、カラスにつきましては、484羽、759羽、285羽、235羽、490羽、合計2,253羽の捕獲実績となっております。

次、2点目の年度別報償金でございますが、現在、有害鳥獣の捕獲につきましては、阿波市猟友会へ依頼をし、捕獲頭数に応じて市単独事業と国の助成金を併せた報償金を交付しております。これも各年度別の報償金の総額は、平成26年度で937万7,500円、27年度で914万7,000円、28年度で627万4,500円、29年度で681万6,500円、30年度は745万9,000円、合計3,907万4,500円の交付状況となっております。そのうち、市単独分として2,174万7,500円であります。

それともう一点、ご質問の中に猟期間中の報償金のお話があったと思いますが、それについてもご答弁させていただきます。

イノシシ、鹿につきましては、阿波市猟友会のご理解、ご協力のもと、11月15日から翌年の3月末までの狩猟期間につきましては、狩猟鳥獣であることから報償金の交付は行ってはおりませんが、猿やカラスにつきましては、狩猟期間中であっても有害捕獲許可に基づき捕獲されたものは報償金を交付させていただいております。県内8市のうち、狩猟期間中のイノシシ、鹿の捕獲に対して報償金の交付を行っている市は1市しかないことから、近隣市町の狩猟期間中の運用について調査研究を行うとともに、国、県の動向を注視したいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） イノシシについては1,940頭と、5年間でございますが、命からがらとられておるそうでございます。また鹿につきましても同様と、猿については、もう飛びはね回るもんじゃけん、鉄砲を構えたら、手を合わせて、どうぞおこらえなしてと、猿のほうが一枚上でございまして、猿の捕獲が非常にやりにくいということ聞いております。カラスについては相当減少したように聞きました。

そういうことで、阿波市農地整備課は目が回るほどいそがしいかとは思いますが、連絡を密にいただきまして、阿波市の猟友会、阿波町、市場町、土成町、吉野町とございますが、関係プレーよろしく願い申し上げ、先ほど申し上げましたように、吉野川市は陸続きでございますので、その点も十分参考にいただきまして、どうぞよろしくお願い致します。

それと、捕獲するには、非常に命がけというのは、まず猟をするには、散弾銃、いわゆる弾を詰め込んで1発にやる方法と空気銃でやる方法がございます。これにつきまし

ては、公安委員会、警察の許可が要ります。それと県の所管の許可も要るそうでございます。また、わな——わなというのは、猿ぐつわでございませぬが、わなをかけるについても、これもまた免許証が要るそうでございます。ということで、今現在、なぜこのイノシシ等々がもっととれんというのは、かなり箱等々が1回使うたら2回目がどうも入りにくいというような声を聞きました。

そういうことで、どうぞ農業立市にふさわしい、この憎たらしいやつをやっつけるのに最大の猟友会に対してのご援助を賜りますようお願い申し上げます、有害鳥獣の1の項は、これで結構でございます。

また、2番目については、先ほど申し上げましたように、報償金でございますが、阿波市と吉野川市は多少違いますけれども、猟友会が理解してくれとるということでございますが、猟友会のほうは、できたら同じようにしてくれたいのになあというお声を聞きました。それと、若い人からは、非常に高齢化しておる。ということは、若い人が喜んで、この農業立市にふさわしい、この憎たらしい有害駆除に最大に力を発揮できるよう、若い人がどんどんと猟友会に入れるようにご配慮いただいたら非常にありがたく存じます。

というのは、農業をとりする人は、命がけで物をつくっております。例えば、道路から畑へ水が一滴でも落ちたら、もうそれこそやあやあ言うて、ぜひ水が入らんやうにというぐらい、農作物には愛情を込めて物をつくっておるわけでございます。そういうことで、農業立市阿波市にふさわしいことが今後できるようお願い申し上げます、有害鳥獣捕獲実績等々について質問を終わらせてもらいます。

続きまして、子どもの安全対策についての質問をいたします。

これにつきましては、これは通告してございますので、これを一つの基本として、これは野犬でございます。（写真を示す）これは、ほんまの一部の写真でございます。もっとえげつない写真もございませぬが、余りえげつない写真を見せるんもいかようかと思っておりますので、優しい写真を持ってまいりました。そういうことで事務局にも許可をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

子どもの安全対策についてでございますが、危険な野犬、野良猫についてでございます。この問題は、お子様のご両親より相談が多くあり、その都度、役所に——役所というのは阿波市環境衛生課のほうと思っておりますが、役所のほうに電話をしてあるのですが、神山の愛護センターのほうに連絡するとのことであり、学校に通学するときに、朝は集団登校

ですが、帰りはばらばらであり、危険な状況がたびたび発生しています。内容としては、市場小学校の周辺では、先生に対して小学生より、鹿のような大きな——犬の大型犬ですが、これが走り回っじょるといのが現在の状況です。ごく最近では、一部の方からでございますが、八幡小学校の周辺部、また大俣小学校の周辺もでございます。そういうことで、子どもたちに対して危険な野良猫もどんどん繁殖しておるのが現状でございます。

また、吉野川市には川島高校が一貫校でございます、川島高校は中高といいまして、中学校も一緒に校区の中にあるそうでございます。そこでは、阿波市全体で数十名の方が千田橋から渡る橋と、それと八幡潜水橋から渡る橋と2カ所ございます。そういうことで、行きはよいよい帰りは怖いと。行きはよいよいというのは、小さい子どもは集団で行くし、それから中学生とか、それから高校生につきましては、朝はどんどん人通りが多うございます。しかしながら、帰りしなは、クラブ活動等々で、もうほとんど言うてええほど一人ぼっちで帰ってくると。無論、小学生もそうなるわけでございます。

そういうことで、この問題、この犬が、子どもたちだけでなしに、まだその上に、植えだちの畑作物の移植——移植というのは苗ですけど、これもこの犬が踏み荒らして、ほんで全くとれないと、また減収というようなことが起きております。そういうことで、子どもの安全対策について質問をさせていただきました。

それと、もう一丁は、餌やり禁止条例でございますが、この禁止条例というのは、先ほど木村議員から、実は猫を放らんようにしてくれと、うちのそばへ持ってきて猫を放らんようにしてくれと言うてくれというような、木村議員だけでなしに方々からそういう声が上がとんです。ということは、生まれた命は我々が守るんが使命ですが、困るんは、そういう食い荒らし、特に先ほど申し上げましたように、犬については詳しく申し上げましたが、猫は公的機関、いわゆる市場のともえ食堂の南にある箸供養団地、それから岸ノ下の団地等々にごみステーションがございます。そこに野良猫等々が入りまして食い荒らすというのがございました。ぜひどなんぞしてくれんじやろかということで、何とかせないかんということでお話をしたんですが、これ質問をするについては非常に私も悩んだわけでございます。

というのは、阿波市には優しい人がいっぱいおりまして、見ちゃあおれんということで餌をどんどん買い与えてやっておるんですが、ここでまた、いろいろな諸問題が起きて、近所同士のいさかいができるような地区もございます。ということで困ったなあということで、私もいろいろの方にご相談を申し上げて、今回、度胸を決めて質問をしておる

わけでございます。

そこで、餌やり禁止条例の設置県が日本には数県ございます。まず、二、三、ご紹介申し上げましたら、山口県の周南市につきましては、所有者が管理しない動物に餌を与えてならんと、こういうふうなきつい条例がございます。山口県の周南市でございます。続いて京都でございますが、京都市でも、平成27年3月27日の条例第76号で知られております。その内容たるものは、所有者等のない動物に対して餌を与えてならない、適切な方法により行うとし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような餌やりをやってはならんと、こういうような第9条にうたわれております。これは京都でございますが、もう一丁説明しましたら、荒川区でございますが、これにつきましては、平成20年に条例化しております。みずから所有せず、かつ占有しない動物に餌を与えることにより、給餌による不良状態を放置させてはならんと。ということは、人に迷惑をさせてはならんという行為はしてならんという条例化しております。そういうことを参考にさせていただきまして、ひとつこの餌やり禁止条例についてのご答弁も賜ったらと、こういうことでよろしく申し上げます。

○副議長（松村幸治君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 榎原賢二議員の一般質問3問目、子どもの安全対策についての1点目、危険な野犬、野良猫について答弁させていただきます。

野犬については、狂犬病予防法及び徳島県動物の愛護に関する条例等により捕獲することができますが、野良猫につきましては、野犬のような取り決めがないため、野犬についての答弁とさせていただきます。

全国でも、通学路などで児童・生徒が野犬にかまれたという事件も発生しており、子どもの安全対策について大きな問題となっており、県下で野犬の捕獲が実施されております。本市から徳島県動物愛護管理センターへ収容された件数は、平成29年度に221頭、平成30年度に205頭、今年度10月末時点で103頭となっており、減少傾向にはなっているものの、まだまだ多くの野犬がいることが推察されます。

こうしたことから、毎週木曜日には、徳島県動物愛護管理センターと連携し、野犬の多い場所に重点に巡回し、捕獲を行うとともに多頭飼育等で近所迷惑となっている飼い自宅にも訪問し、飼育指導を行うなど野犬の繁殖防止にも努めております。

引き続き野犬対策について、市の広報への掲載、狂犬病予防注射の際にあわせてチラシを配るなど、さらなる周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろ

しくお願いいたします。

次に、2点目、餌やり禁止条例について答弁させていただきます。

野犬は、無責任に餌を与えたり生ごみや飼い犬の餌を放置したりすることにより繁殖する環境が形成されます。また、放し飼いや屋外で係留している飼い犬についても、野犬との間に望まない命をつくる原因となり、結果的に野犬の繁殖につながるため不妊去勢手術を受けるなど繁殖制限措置が必要となります。

加えて、平成25年9月に改正動物愛護管理法が施行され、飼い主の責務に終生飼育の努力義務が加わり、飼い主が途中で飼い犬を遺棄することのないよう飼い主に対して一層の自覚と責任を持ってもらう必要がございます。こうしたことから、餌やり禁止や不妊去勢の必要性、さらには飼い主としての責任感を持っていただくようホームページや広報等で周知しているところでございます。

野犬、野良猫対策につきましては、引き続き徳島県動物愛護管理センターと連携を図ることとし、議員ご提案の餌やり禁止条例につきましては、先進地の事例なども参考にしながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま三浦市民部長から力強いご答弁ありがとうございました。子どもの安全対策についての1の項については、これで結構でございます。また、2の項の餌やり禁止については、先進地のあれを参考に今後ひとつ一歩前へ進んでいただきまして、禁止条例も設置できるようお願いを申し上げ、これについて質問を終わるんですが、最後に、松村副議長に了解をしていただいておりますが、通告外でございますけれども、先般、実は善入寺島で野良犬におわえられまして、命からがら帰ってきたお子さんがおられるわけでございます。この席でお名前を申し上げたら非常に失礼になると思っておりますので、名前は控わせてもらうんですが、川島高校の中学の部でございます。その子が、男の子ですが、おわえられたということで、もうびり返つとんですね。そういうことで、善入寺島に街灯——先ほど北上議員から街灯のことについて詳しくご説明がございましたが、何分、善入寺島は千田橋から川島潜水橋に至る箇所に11カ所しかございません。距離にしましたら500メートル、800メートル、長い距離にぽつぽつとしかございません、11カ所。それと八幡潜水橋から川島潜水橋の2路線でございます。ここには高校生から中学生がたくさん通っております。そういうことで、一日も早く北上議員が質問

したんも私のほうにも配分していただきまして、どうぞ街灯、国交省の問題と思いますが、国土強靱化の折、ぜひ国土交通省に許可をいただいて、一日も早く副市長、どうぞ心からお願いし、また市長にもよろしくお願い申し上げたいと。

今回の質問、これで終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○副議長（松村幸治君） これで15番樫原賢二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議席番号7番、日本共産党中野厚志。ただいまから質問を始めます。

まず1番目は、洪水対策についてです。

11月5日の徳島新聞の一面に、吉野川、那賀川、堤防7割、洪水時危険という大きな見出しが載りました。その堤防7割は重要水防箇所と言われ、水害が過去に発生したことがあるか、そのおそれがある場所という意味です。今年も台風19号で甚大な浸水被害が日本の各所で見られました。特にひどかった長野県の千曲川も重要水防箇所に指定されており、専門家は、決壊を前提に備える必要があると警戒を呼びかけています。記事には、護岸が崩れる洗掘を、昨年7月の西日本豪雨では阿波市など3カ所で確認したと書かれています。温暖化による台風の大型化やゲリラ型豪雨による想定外の大雨が降ることを考えると、私たちの身近でも起こり得ることだと思います。

徳島大学大学院の教授が、堤防に全幅の信頼を置かないほうがいい、リスクを把握し、早目に避難する必要があると指摘しています。それで、阿波市はどういう状況なのか質問をいたします。

1、ハザードマップで吉野町の吉野川の洪水氾濫時の指定避難所を見ると、丸がついている利用可能な避難所は阿波高等学校体育館のみです。住民からそんなんできけるんかという不安な声も上がっています。その対策はどうするのか。また、緊急時、誰が避難所をあげてくれるんですか、付近住民には全く知らされていません。

以上2点、お答えください。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 中野議員からの一般質問、洪水対策についての1点目、吉野町のハザードマップでは利用可能な避難所が阿波高校のみ、その対策は、また避難所開錠の責任者についてお答えを申し上げます。

本年は、10月の台風19号及び低気圧の影響により、関東での記録的な大雨によりまして、千曲川を初めとする71の河川で140カ所が決壊し、多くのとうとい命が犠牲となる大規模な災害が発生いたしました。改めて自然災害の脅威を感じ、事前の防災・減災対策の重要性を再認識したところでございます。

本市におきましても、吉野川の洪水氾濫時における想定最大規模の浸水想定区域を阿波市総合ハザードマップにお示しをしておりますが、吉野町での指定避難所は阿波高校体育館1カ所ですので、状況により判断をいたしまして、市内のほかの避難所を開設して対応させていただきたいと考えております。

次に、阿波高校体育館の開錠責任者でありますけれども、こちらにつきましては、阿波高校職員や吉野町の現地対策本部の職員が担当するようになっておりまして、責任者の被災等を想定し、開錠責任者を複数指名することで、その確実性を図っております。

市民の皆様には、改めてハザードマップにより自宅が浸水想定区域内にあるかどうかの確認をいただくとともに、引き続きケーブルテレビやホームページ、広報紙等によりまして周知啓発を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 昔から、備えあれば憂いなしと言われるように、あらかじめしっかりと防災の備えをし、市民の命と暮らしがしっかりと守られるよう施設設備の充実と市民への広報活動等を通じての防災の周知、吉野町の避難所が使えない場合には市場町、土成町の避難所を使う、そういうことも周知、それから啓発の徹底をお願いするとともに、避難所の開錠責任者の付近住民への周知もお願いいたします。

次、2番目に行きます。

介護保険制度について。

65歳以上の介護保険料は高く、生活を圧迫しているとの声も聞かれます。介護保険料は、所得によって9段階に分かれていますが、阿波市の基準額は年額7万3,200円、

月額6,100円です。月額は全国平均の基準額5,869円より高いです。

安倍政権は2015年、平成27年4月、介護予防を必要とする要支援1、2の訪問介護、デイサービスなどの通所介護の給付を外し、総合事業として市町村が独自に行う事業に移行させました。今までヘルパーや介護福祉士などの専門職が行っていた訪問・通所型サービスを、一定の研修を受けた一般の方が行えるようになりました。しかし、その一般の方のサービス報酬は専門職の7割から9割です。利用者からすれば、サービス制限や切り下げを感じているのではないのでしょうか。実施から4年目を迎え、実態はどうなっているか知りたくて質問させていただきます。

要支援1、2の総合事業について、今までヘルパーや介護福祉士などの専門職が行っていた訪問・通所型サービスを、一定の研修を受けた一般の方が行えるようになったが、阿波市の実態はどうか。

2番目として、認知症等の症状のある人にはどんなサポートをしているのか、その取り組みについて。

以上2点、お答えください。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 中野議員の一般質問2問目、介護保険制度について2点質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目、要支援1、2の総合事業について、今までヘルパーや介護福祉士など専門職が行っていた訪問・通所型サービスを、一定の研修を受けた一般の方が行えるようになったが、阿波市の実態はについて答弁させていただきます。

平成27年の介護保険法改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、地域の実情に応じたサービスを市町村が提供することとなりました。本市では、介護予防訪問介護のうち、調理、買い物、掃除など身体介護を伴わない生活援助を行う生活援助型サービスについて、市が定める生活支援員養成講座を受講した生活支援員がサービスを提供できることになっています。

現在、生活支援員となられた9名がシルバー人材センターに登録していただいておりますが、今のところ生活援助型サービスを利用している方がいらっしゃらないため利用実績はありません。

次に、2点目の認知症等の症状のある人にはどんなサポートをしているのかについて答弁させていただきます。

認知症はどなたにも起こり得る病気で、早期診断早期対応することで、適切な治療により症状が改善したり進行をおくらせることができます。そのため、阿波市では、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、早期診断早期対応に向けた支援体制を整えています。

また、徳島新聞や郵便局、市内4農協等6カ所と見守り協定を締結し、高齢者の自宅の様子や高齢者の異変に気をつけていただくとともに、市内15カ所の見守り協力事業所に見守りステッカーを配付し、服装が季節に合っていない等認知症が疑われる場合に地域包括支援センターに連絡していただくなど、高齢者の見守りに協力していただいています。

さらには、ご希望される方に、地域包括支援センターの連絡先を記載した高齢者等見守りキーホルダーやシールを交付し、徘徊の早期発見に努めているところです。

加えて、地域全体で認知症に対する理解を深め、支える体制づくりを進めるため認知症サポーター養成講座を開催し、11月末現在、認知症サポーターは3,508人となっています。今年度は、認知症サポーターの中からステップアップ講座を受講した方が中心となって、認知症当事者やその家族が気軽に参加でき、悩みなどを共有できる巡回型認知症カフェの開催を予定しています。

このように、さまざまな体制を整え、認知症について支援しているところですが、認知症のケアは長期間にわたり、家族だけでは支え切れない場合もあるため、認知症の方とご家族の思いやご希望などをオレンジ手帳に記載していただき、医療や介護の関係者間で共有し、希望するサービスが切れ目なく提供されるよう支援しています。認知症になっても、本人の意思が尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後においても支援体制の強化充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

現在は、生活援助型サービスを利用している方がいないということで、まさかいないとは思いませんでしたが、これは、阿波市は恵まれていると考えたほうがいいのかよくわかりませんが、しかし、またそういうサービスを利用する方があらわれた場合には、しっかりとサポートできる体制をとっていただきたいと思います。

また、認知症等の精神面での症状を持っている方への体制として、集中支援チームや支援推進員の配置、見守り協定により地域で高齢者を見守る協力を依頼したり、講座を開き

認知症に対する理解を深めていく活動など有効な方策がとられていると考えます。

介護保険料の減免制度があると思いますが、払うのにもし困っている方があれば、減免の申請手続の支援もよろしく願いいたします。

今、来年の介護保険改定に向け、安倍政権は議論をしています。後期高齢者の医療負担、2割負担にするか、あるいはケアプランを有料化するか、ここらは今見直しをしておりますけれども、ほかは国の負担割合を減らし、給付金の減額や利用者の負担増を狙っていて、私たちが声を大にしていかないと、私たちの暮らしを破壊するオンパレードです。こんな状態ですので、今後もいろんな面で粘り強く支援をしていく必要があると思いますので、よろしく願いします。

3番目の社会福祉について質問します。

市民の皆さんが、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活ができているか、常にアンテナを立てて生活実態を観察するのが私たち議員の務めだと思っています。どれだけの人が生活保護を受けているのか、どれぐらい支給され、その金額でどんな生活を送っているのか知りたいと思いました。

最近、生活扶助費に使われる予算は約8億円です。国からの補助が4分の3です。市としてどのようにかかわっているのか質問します。阿波市の過去3年間の生活保護費の世帯累計別世帯数を教えてください。また、市としてどのような方法で受給者の生活実態の把握や指導をしているかお答えください。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 中野議員の一般質問3問目、社会福祉についての阿波市の過去3年間の生活保護費の世帯累計別世帯数について、また、市としてどのような方法で受給者の生活実態の把握や指導をしているのかについて答弁をさせていただきます。

生活保護は、65歳以上の世帯もしくはこれに18歳未満を加えた高齢者世帯、18歳以上65歳未満の女性と18歳未満のお子さんで構成された母子世帯、世帯主が障害者加算を受けている、または世帯主が身体障害、知的障害等の障害のため働けない障害者世帯、世帯主が入院や在宅患者加算を受けている、または傷病のため働けない傷病者世帯、これらのいずれにも該当しないその他世帯の5つの世帯に分類されます。

過去3年間の世帯累計別世帯数は、平成28年度は、高齢者世帯が217世帯、母子世帯が17世帯、障害者世帯が27世帯、傷病者世帯が55世帯、その他世帯が68世帯の合計384世帯。平成29年度は、高齢者世帯が220世帯、母子世帯が17世帯、障害

者世帯が29世帯、傷病者世帯が57世帯、その他世帯が65世帯の合計387世帯。平成30年度は、高齢者世帯が219世帯、母子世帯が12世帯、障害者世帯が28世帯、傷病者世帯が53世帯、その他世帯が69世帯の合計380世帯となっています。

次に、どのような方法で受給者の生活実態の把握や指導をしているかについて答弁させていただきます。

被保護者の生活状況等を把握する方法としては、生活保護担当職員の訪問による面接を実施しており、世帯の状況に応じて、多い方は毎月、少ない方は年1回の訪問を行っています。面接により被保護者の生活実態を把握し、それぞれの個人に合わせた援助方針を立てます。生活保護担当職員が、その援助方針に基づき、必要に応じ各関係機関と連携を密にして就労指導や通院指導など自立を助長するための指導を行っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

世帯数は全体で380世帯、母子世帯が、子どもが成長していけばちょっとずつ減っていく可能性はありますが、そのほかは大体同じ数だということがよくわかりました。

平成30年度の実態を見ると、1世帯平均、大体17万円から18万円が生活扶助費に使われていることとなります。そのうちの何割かが補助金で、何割かが生活費として支給されていると思います。支給された金額で一生懸命やりくりをしている高齢者の方が身近にいますが、デマンドタクシーで300円を惜しがって利用しません。ケーブルテレビ代、新聞代も惜しみ、出費を少しでも減らそうと涙ぐましいものがあります。

私は、時々頼まれて、軽トラックで銀行とか病院へ、自分の名前のおり、アッシーをしてあげることもあります。国の基準という決まった枠の中で関係機関、特に社会福祉協議会としっかり連携、協力して自立のための指導や見守りをしっかりやってほしいと思います。受給者の方が生き生きと活動できているか、これから職員の方々のお手並みを拝見させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、私、介護士なのですが、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について知りたいと思ったのは、肺炎と言えば、以前は風邪をこじらせてでしたが、最近では、肺炎球菌という原因がはっきりしていること、あと補助金等に関することでもちょっと関心を持ちました。ふだん余り気にしない肺という呼吸器官を見直すきっかけにもなりました。

私自身も2年後には接種のお世話になりますので、もう少し詳しく知りたいと思い、質

問をいたします。阿波市の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種実施の仕組みについて詳しく教えてください。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 中野議員の一般質問3問目、社会福祉についての阿波市の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の実施の仕組みについて答弁させていただきます。

成人肺炎の24%から40%を占める肺炎球菌による細菌感染は、特に高齢者での重篤化が問題となっていることから、予防接種法に基づき、対象者本人の希望により高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種することができます。

本市では、市民の方が徳島県内の広域医療機関で個別に接種できるよう徳島県医師会と県下統一の契約を結んでいます。今年度の市の補助が受けられる対象者は、65歳から5歳刻みと100歳以上の方に加え、省令で定めた障害を有する60歳以上65歳未満の方が対象になります。

対象者には、4月に個人通知により予診票を送付しています。ただし、過去に定期接種で使用される肺炎球菌ワクチンを1回以上接種した方や年齢が対象外の方が自費でこのワクチンを接種した場合は、この定期接種の対象外となります。接種に必要な費用は8,047円のうち、自己負担が4,000円、残り4,047円を市が助成しています。また、生活保護を受給されている方は全額助成されます。接種を希望されている方は、予防接種委託契約医療機関に事前に連絡をして、阿波市の予診票が使えるかどうか確認して接種予約をしていただいています。

接種による肺炎球菌による肺炎の7割に効果があると言われており、対象者の多くの方が、この制度を利用して接種することで感染予防、重症化予防につながることから、今後も高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種について周知等に努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

答弁を聞いた後に、実際、予防接種率はどれぐらいなんだろうかなというのちょっと頭の中をかすめまして、少しでも多くの方が予防接種を受けることを願っていますが、現在、接種に必要な費用8,047円のうち、市が4,047円を助成してくれて自己負担4,000円で受けられるということです。余り気にしていない人は別としても、もし4,000円を高いと感じて受けていない人がおれば、今後そういう人たちが多かったですら

市としての助成金の増額も検討していきたいと思います。

最後に、ちょっとお願いというか自分の意見ですけども、昨日の新聞に、化石賞、日本、初日からという記事がありました。現在、スペインのマドリードで開かれている地球温暖化をどうにかしようというCOP25で、気候変動に最悪の貢献をした国に与えられる化石賞を、日本がオーストラリアとブラジルとともに受賞しました。受賞の理由は、梶山弘志経済産業大臣が二酸化炭素排出量が多い石炭火力発電所を選択肢として残すと発言したことに対するものです。その記事を見て、とても恥ずかしい、情けないという気持ちになりました。

今、二酸化炭素排出等で環境問題が大きな問題になっています。中央広域環境施設組合のごみ処理計画で燃料化方式を選択したことは、環境保全という点では大きく前進したと評価される一方で、見方を変えれば、阿波市以外のところで温室効果ガスを出すだけという厳しい意見もあります。昨日の藤本議員の質問の中で登場した循環型社会をこれから真剣に考えていくなら、ごみを出さないゼロ・ウェイストを目指すべきです。

話がちょっと大きく飛躍しましたが、昨日の実現に向けて市民の合意や参画をどのように考えているかという質問に対する答弁では、その内容が全くありませんでした。市民に開かれた行政を行っていく姿勢があるのであれば、地元の市民の会からの質問状には答えていただけてますが、これから先、候補地を決める等でまた地元の人たちとの話し合いの機会は要ると思いますが、三豊の場合は、施設の建設前に委員会をつくり、市民の声を聞いたり、参加する受け皿をつくってました。

今後、私たちは、ごみ問題でのそういう委員会をつくる等の対策を事態によってはつくろうということを考えたいと思います。行政の皆様には、市民に開かれた行政、民主主義のある自治体であることをお願いして質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時44分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 議席番号4番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初に、令和2年度当初予算編成方針についてであります。

現在、国においても2020年度の予算の編成中であり、現時点での概算要求額は10兆9,998億円になっております。概算要求額が増加した要因としては、年々進む高齢化に伴う社会保障費の増加や安全保障費がふえたことなどが背景と言われておりますが、今後中身が精査、検討されることにより、さらに質の高い予算となると言われているものの、6年連続100兆円を超えるであろうと報道されているところであります。

また、現在、全国の都道府県、市町村は、令和2年度に向け当初予算編成に鋭意取り組んでいるところであろうかと思えます。阿波市においても、今年度当初予算は、新規事業を3つのコンセプトである安全・安心のまちづくり、活力あるまちづくり、子育て応援のまちづくりとしております。安全・安心のまちづくりでは、小学校の通学路付近に防犯カメラ設置事業や土成図書館・公民館整備事業、県内市町村で初めての高性能排水ポンプ車導入事業、活力あるまちづくりでは、おもてなし公園整備事業、加えて免許更新センター、子育て支援センターも含んだ旧阿波市役所利活用事業、子育て応援のまちづくりとして、市内に幼保連携型認定こども園の整備事業として公立1園、私立4園の計5園を整備し、きめ細かな子育て支援の拠点づくりに努めております。

加えて、企業誘致関係では、西長峰工業団地に株式会社サンコーの本市への本社移転、さらには、土成町へ株式会社トマトパークの進出がそれぞれ決定しました。また、開会日の行政報告でも市長の言われましたとおり、西精工株式会社の増設が決定したようであり、この1年間の企業誘致促進については目をみはるものがあり、これもひとえに藤井市長のご尽力のたまものであると考えます。

また、かねてからの重点要望事業でありました阿波スマートインターチェンジ（仮称）が本年9月27日に国土交通省により新規事業化箇所選定を受け、本年10月16日に国土交通省四国地方整備局より連結許可書を受け、いよいよこれから整備が始まります。

新年度に向けて、ただいま申し上げました事業のほとんどが運用開始となり、阿波市の将来世代に向けた活力ある予算編成がなされると実感しているところであります。

それでは、1点目の当初予算編成方針についてと2点目の編成スケジュールについて、あわせて答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 坂東議員の一般質問、令和2年度当初予算編成について、2点ご質問をいただいております。

まず1点目、当初予算編成方針についてお答え申し上げます。

国は、令和2年度予算の概算要求の際、地方に対し、少子・高齢化に対応した人づくり革命や防災・減災、国土強靱化を初めとする暮らしの安全・安心の確保などの取り組みを進めるとともに、引き続き地域の実情に合った地方創生を推進することができるよう取り組むと、このようにしております。

本市におきましても、令和2年度は、新たな総合戦略をスタートさせる年であり、継続が力となることから、地方創生の取り組みを継続しつつ、創造性を凝らした施策に取り組んでまいります。

また、本市の最上位計画であります第2次阿波市総合計画に位置づけされました重点事業につきましても、集中と選択を持って着実に推進していくとともに、10年後、20年後の将来を見据えた持続可能な行財政運営に取り組む方針としております。

一方、本市は、今後想定されます人口減少や高齢化などに相まって、税収の減少、社会保障関連経費の増加、合併特例の優遇措置期間の終了など厳しい財政運営を余儀なくされると推測をしております。

こうしたことから、具体的なプランとなります第4次行財政改革大綱及び、仮称でございますけれども行財政改革推進プランをスタートさせ、合併特例の終了や社会保障関連経費の増加など今後見込まれる財源不足に備え、職員一人一人の意識改革を図り、歳入歳出両面で一般財源確保に向けて取り組むこととしております。

続きまして、2点目の編成スケジュールについてお答えを申し上げます。

予算編成方針につきましては、10月28日付で各部長宛てに通知をいたしまして、11月12日に予算編成方針の説明会を実施した後、12月6日に予算要求を締め切る予定としてございます。その後、12月中旬から年末にかけて予算要求のヒアリングを行いまして、来年1月中旬の副市長査定を経て1月下旬に市長査定を予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

令和2年度から新たにさまざまな事業が動き出すとともに、普通交付税の合併特例措置

の最終年度でもあります。行財政改革や職員の創意工夫により自主財源を捻出しながら市民福祉の安定向上を盛り込んだ予算編成をお願いいたします。

それでは、再問に入ります。

先ほど安丸企画総務部長のほうより令和2年度予算編成方針をお聞きしましたが、3点目の編成において一番力点を置くことについて藤井市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 坂東議員の一般質問の1問目、令和2年度当初予算編成についての再問、編成において一番力点を置くことについてご答弁をいたします。

先ほど坂東議員のご質問もありましたが、今年度の当初予算でもお示ししましたとおり、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本柱を施策の中心に据えまして、10年後、20年後の阿波市の発展を見据えた多くの施策に取り組んでまいりました。中でも、活力あふれるまちづくりに欠かせない雇用の場の確保に向け、企業誘致の推進を図った結果、議員がおっしゃるとおり、株式会社サンコー、株式会社トマトパーク、さらには西精工株式会社の進出が決まったことから周辺環境を整備し、進出を後押しすることで地域経済の活性化、地元雇用や自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

加えて、本年9月に、地域経済の起爆剤となりますスマートインターチェンジの設置が国土交通大臣から許可されたことから、一日も早い供用開始を目指しまして、高速道路ネットワークの機能が最大限発揮できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て応援のまちづくりについては、来年4月に柿原、市場、久勝、伊沢、林の5園の認定こども園が新たに開園いたします。また、今議会の開会日に議決をいただきました大俣認定こども園についても、来年度には整備を終え、令和3年4月に開園をいたします。これにより、市内全ての幼稚園、保育所が認定こども園へ移行し、子どもたちの健やかな成長を育む環境が整ったことから、将来の阿波市を担う人材育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

このように、3本の柱として掲げた施策を次の段階へつなげていくことが非常に重要であると考えており、新年度以降におきましても、引き続きソフト、ハードの両面から施策を展開していきますが、これらの施策の実施に当たっては、最大限有利な財源を活用し、

実施していきたいと考えております。

結びに、令和2年度は新たな阿波市総合戦略のスタートの年であることから、全国的な課題でございます人口減少対策に歯どめをかける施策に全庁一丸となって取り組むとともに、限られた財源を有効に活用し、将来世代に負担を残さないよう十分留意して施策を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、以上答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

ただいま藤井市長が答弁されたように、阿波市の将来世代を見据えた活力ある当初予算編成を期待申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、中期財政計画について質問をいたします。

阿波市も、今年度が終わると、合併してもう15年もの歳月が経過したことになります。平成の大合併により、平成14年度末には全国で約3,200もの市町村がありましたが、平成30年度末では約1,740と、約54%にまで減少をしております。総務省においては、国の合併施策の主な要因として、市民サービスに直結する財政基盤の安定化を図ることが一番であったと分析をされております。

本年第3回阿波市議会定例会に、平成30年度一般会計決算書等が提出され、阿波市の財政状況は、県内8市、また人口や産業構造など本市と類似している全国の地方公共団体と比較しても比較的健全であると感じました。しかし、今後、阿波市の第2次総合計画に掲げる本市の将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」を形づくっていくためには、財政基盤の安定が今後ますます重要になってくると考えます。

これまで国民健康保険税や水道料の統一化、18歳までの医療費の無償化、定住人口の増加を見据えた施策等に取り組んできたところであります。また、合併前の4町からの懸案の事案や市の一体感の醸成、新市建設計画などは、ローリングしながらも着実に進められてきたものと考えているところであります。しかし、一方では、近年課題となっている社会保障費の増加など自主財源の大きな柱である市税の伸び悩み、地方交付税の減額により財政運営は、厳しさが今後少しずつ増してくると考えます。

そこで、阿波市が将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で必要不可欠な健全財政を実現するための財政運営の基本的な指針である中期財政計画の必要性、重要性

が増してくると言えます。

それでは質問に入ります。

阿波市の中期財政計画上、1点目の自主財源の確保についてどのように反映させているのか。また、2点目の今後の普通交付税——合併算定——や合併特例債の活用方法や、それによる公債費の推移などについて、あわせて答弁をお願いいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 坂東議員の一般質問、中期財政計画についての1点目、自主財源の確保についてと、2点目の今後の普通交付税や合併特例債について一括してお答えを申し上げます。

本市では、庁内で計画をしている建設事業やソフト事業等を取りまとめ、国が公表している地方財政計画などを参考にしながら、今後5年間の財政収支を見込んだ中期財政計画を毎年度策定しております。この計画の中で1点目のご質問、自主財源の確保につきましては、歳入の根幹であります市税等の徴収率の向上、年々増加の傾向にありますふるさと納税、未利用財産の売り払いや貸し付けなどさまざまな取り組みを行っております。また、引き続き企業誘致に積極的に取り組み、就業者数の増加による市民所得の安定を図り、さらには個人・法人市民税等の増加を図ってまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましては、適正な職員配置、経常経費の削減、公共施設の総量や配置の適正化などに取り組み、歳出においても、無駄なものは徹底的に排除し、自主財源の確保を図りたいと考えております。

続いて、2点目の今後の普通交付税や合併特例債についてお答えを申し上げます。

普通交付税の合併算定がえや合併特例債は市町村合併に伴う優遇措置で、その措置期間終了が目前に迫り、その推移に気を配っているところでございます。

まず、普通交付税ですが、本年度、合併特例で増加した額は段階的に縮減される4年目を迎え、合併により増加した額の70%が減り、その額は前年度と比較しまして約1億7,000万円の減となっております。同様に令和2年度は、増加した額の90%が減り、今年度よりさらに1億6,000万円の減少になると見込んでおります。令和3年度以降は、普通交付税は67億円程度で推移するのではないかと推計をしております。

地方交付税は、本市の収入の約40%を占める必要不可欠な財源で、本市に与える影響は多大でありますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債につきましては、各課から提出されました建設事業計画に基づき充当

できる事業を検討し、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ、道路、スマートインターチェンジの整備や上水道事業への出資等、本市発展のための施設整備の財源としております。

中期財政計画上は、令和5年度末に合併特例債が発行限度額に達する見込みとなっておりますが、合併特例債は、本市が事業を進めるに当たり大変有利な財源でありますので、真に必要な事業を、選択と集中という視点を持って建設事業計画を見直し、財源の有効な活用と市民サービスの充実のため活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

今後も、毎年度の決算を踏まえ、また行財政改革も推進しながら自主財源の確保を図り、合併特例債も有効活用し、事業を今まで以上に選択と集中により厳選していくということでもあります。

次に、再問として、3点目の財政計画策定時の留意点並びに活用方法についてを町田副市長にお聞きします。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の再問、中期財政計画についての中で、財政計画策定時の留意点並びに活用方法について答弁させていただきます。

議員も言われましたように、中期財政計画は、各地方公共団体の将来世代への財政の健全を図る指針で、非常に重要なものであると考えております。

中期財政計画の策定に当たっての留意点を申し上げますと、現在、阿波市の収入の中の依存財源の柱でございます地方交付税制度や地方財政措置がこのまま現状のまま推移すると思っております。そして、議員も言われましたように、前年度の決算、過去の実績等も十分に精査しながら計画を策定しておりますが、今後におきましては、社会情勢の変化や、また税制改正、これらのことによって変更を余儀なくする場合もあるということも踏まえております。

こういったことで、ハード事業に対しての施設整備計画におきましては、市民の要望、また施設の老朽化、それと財源としての補助金、交付金を見込んでおりますが、補助金等の採択条件によりまして実施年度の変更もあるということ、それに伴いまして補助金の裏財源として使います市債の発行についても変更するという事も考えております。これ

らのことから、いろいろな要素によって計画というのが変更が伴いますので、こういったところの国の情勢、県の動向、いろんなことを踏まえながら毎年度計画は見直すということにしております。

そして、次に活用方法でございますが、この計画の中では、財政収支、また基金の現在高、地方債の現在高、経常収支比率、そして9月に認定しております財政健全化法による実質公債費比率とか将来負担比率などを推計して出しております。こういったことは、当初予算の編成時とか決算時以外のときにも、市の財政運営のいろんなことに活用できるということで、精度を上げるということが一番かと考えております。そして、市の財政状況がよくなったり悪くなったりというときに、その判断材料として決算を待たなくてもいろんな軌道修正ができるとか、これは非常に——具体的に言いますと、いろんな兆候がすぐにわかりまして、現在や将来における問題点を明らかにしながら財政運営の健全性を確保するということができることがメリットとっております。このことは、国の制度改正や補助金改革があった場合や新規事業の実施に当たっても、将来の財政状況が事前に把握できているということは非常に強みになると考えております。

また、この中期財政計画は、財政課が中心になって策定しておりますが、全庁のいろいろな情報を把握しながら策定するものでございますので、これのために全庁の全職員によりまして、中期、将来を見据えた計画策定にかかわるということは、職員のスキルアップにもつながってくると考えております。そして、今後におきまして、市民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能で安定的な行政サービスを提供していくために、毎年度、財政計画を見直しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

計画策定時には、前年度決算を踏まえながらも、また社会情勢等をも勘案し、毎年度見直していくということであり、阿波市の計画は精度の高いものだと感じました。今後も、中期財政計画に基づき予算編成等を実施しながら、阿波市の持続可能な財政基盤の構築とさらなる発展をお願い申し上げて、この質問を終わります。

最後に、多面的機能支払交付金制度についてであります。

この交付金制度は、国において、農地、水、環境の良好な保全とその質の向上を図る対

策として平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策が現在の多面的機能支払交付金制度に移行したもので、平成26年度に創設された制度であります。この制度は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった農業生産活動以外の多面にわたる機能の発揮を促進するための地域活動に対して交付金を支出するものであります。

また、この交付金によって、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種取り組みが、農業者と地域住民による共同活動により行われてきたことにより良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしていると考えられます。平成26年度に法制化されたことにより、今後とも予算が確保され、組織運営においても安定化が図られてまいるものと思われま。

農林水産省の資料によりますと、平成31年度多面的機能支払交付金の予算概算決定額は総額で486億5,200万円となっております。また、本市の平成31年度当初予算額については約1億7,100万円計上されており、比較的大きな予算額となっております。地域活動の活性化という意味でも非常にメリットがあり、阿波市にとっても大変有益な制度であるとともに、中山間地域等直接支払交付金とも併用できることから、積極的な共同活動を目指す地域にとって有効なものであると思われま。

それでは、1点目の現状どれだけの団体が取り組んでいるのか、団体数や交付金の対象面積など本市の現状、また主な取り組み内容についてお伺いします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 坂東議員の一般質問の3問目、多面的機能支払交付金制度についての本市の現状と主な取り組みについて答弁させていただきます。

多面的機能支払交付金制度は、先ほど議員がご指摘されたとおり、国において平成19年度から地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対し支援する事業として実施されていまして農地・水・環境保全向上対策が平成26年度に法制化され、現在の多面的機能支払交付金制度となりました。

この交付金制度は、地域資源の保全活動や適切な管理などの農地維持、遊休農地を活用した植栽による景観形成などの共同活動、老朽化が進む水路等の補修、更新などの施設の長寿命化の3つの活動を行う農地面積に対して交付金が支払われる制度であります。

そこで、本市の現状であります。現在、16組織35の保全隊が農地維持や共同活動などを行っており、交付金の対象面積は約2,120ヘクタールで、県内で2番目となっ

ております。

次に、主な取り組み内容としましては、組織により多少異なりますが、草刈りや水路の泥上げ、景観形成作物のヒマワリやコスモスの植栽、水路等の修繕、更新などの活動を行っており、中でも特徴的な活動は、キトサンだんごによるため池の水質浄化として先月の広報紙やACNで紹介されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

本市の現状は、16組織35の保全隊が取り組んでおり、交付金の対象面積は、県内では2番目に広い約2,120ヘクタールとの答弁でありました。また、主な取り組み内容については、草刈りや水路の泥上げ、ヒマワリやコスモスなど景観形成作物の植栽、特徴的な活動として、キトサンだんごによるため池の水質浄化などを行っているとのことでありました。数字で見ますと、本市での活用が多いというのがよくわかりました。

しかしながら、この制度は、緩傾斜地や平地にも活用できることから、まだまだ認知されていないのが現状であると思われまます。本市の農業政策や耕作放棄地の解消、市民協働の観点から、もっとPRし活用すべきであると考えます。

次に、再問として、先ほども申しましたが、この交付金制度を推進していくことは、農業者だけでなく、そこに住む地域住民とともに農村環境の維持保全を行い、良好な地域社会の維持形成につながっていくものと考えます。

そこで、現在、広域化に向けた推進に取り組んでいると聞いておりますが、制度の周知方法と広域化を含めた今後の対応についてお伺いします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 坂東議員の再問、多面的機能支払交付金制度の周知の方法と広域化を含めた今後の対応について答弁させていただきます。

制度の周知につきましては、一部地域においては、事務の煩雑化などを理由に事業が実施されていない地域があることから、地元土地改良区などの団体と連携を密にし、事業の重要性など制度の周知に努めてまいります。

また、組織の広域化につきましては、先ほど申しました16組織のうち6組織が広域化組織として活動を行っております。広域化のメリットとしましては、1つ目には、専任の事務員の確保により一括した事務処理を行うことによる事務処理の負担軽減、2つ目に

は、単独の組織では交付金不足により行えなかった活動も、広域化によるメリットを生かした交付金の柔軟な活用があります。広域化を検討している組織には、これらのメリットをご説明させていただくとともに研修会等で広く周知を図り、今後も広域化の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

地元土地改良区など関係団体と連携を密にしながら事業の重要性など制度の周知に努め、また広域化の推進に取り組んでいくとの答弁でありました。

地域で支えながら農地の維持保全を図る本制度をさらに推進するとともに、制度のメリットを紹介するなど活動地区の拡大に向けた取り組みをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

○副議長（松村幸治君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 8番笠井一司、一般質問をいたします。

第1問目は、行財政改革の推進についてであります。

先ほどの坂東議員の質問とも一部重なるところがあるかも知れませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

平成17年に4町が合併して阿波市が誕生いたしました。間もなく15年になり、合併に伴う交付税の特例措置も終わろうとしております。当時、合併の契機となったのは、各町の財政状況の悪化であったと思います。このため阿波市では、合併後の平成18年に第1次の行財政改革大綱と集中改革プランを策定し、以来、2次、3次と行財政改革を実施してまいりました。

そこで、合併後15年目を迎え、合併の特例も終わろうとしている今日、これまでの行

財政改革でどのような成果を上げたか、そして予定した目的を達成できたか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井一司議員の一般質問、行財政改革の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目のご質問であります、これまでの行財政改革の成果及び目的の達成についてお答えをいたします。

本市では、平成18年3月に阿波市行財政改革大綱及び阿波市集中改革プランを策定し、行政全般にわたるさまざまな改革を行ってまいりました。具体的には、市税や保険料の徴収対策や未利用財産の売り払いといった自主財源の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しに加え、職員定数の適正化や時間外勤務の縮減など人件費の削減にも取り組んでまいりました。このほか、図書館やケーブルテレビ運営業務などの指定管理や小・中学校給食調理配送業務の民間委託、加えて、来年4月に開園を予定しております5園の認定こども園のうち4園を民営化するなど、行政運営のスリム化、効率化を図ってまいりました。

その結果、これまでの財政効果額を集計いたしますと約60億円に及び、財政基盤の強化に大きな成果を上げてきたと考えております。また、行財政改革の実施項目につきましても、人件費の削減を初め、民間活力の導入など各項目ごとに掲げております実施目標を達成できたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 答弁では、市税や保険料の徴収対策、自主財源の確保、事務事業の見直し、人件費の削減、指定管理や業務の民間委託などによりまして財政効果額はこれまでの累計で約60億円となり、財政基盤の強化に大きな成果を上げ、行財政改革の実施項目についても目標を達成できたとの答弁でございました。

毎年9月に発表されております財政の健全化を示す将来負担比率などの財政指標は健全であるとの数値を示しておりますが、経常収支比率や実質公債費比率をここ数年の数値で見ると、経常収支比率では、平成26年度は83.2%であったものが平成30年度では91.8%、実質公債費比率では、平成26年度6.4%が平成30年度では7.8%と徐々に数値が上昇しております。

これは、これまでの行財政改革が、主に職員数の削減と事務事業の外部委託で対処してきたことによるものではないかと思います。例えば職員数は、合併時は495名であったものが今年4月現在で370名と約110名余りの削減でございました。また、業務委託では、図書館業務や放課後児童クラブ、ケーブルネットワーク、交流防災拠点施設の指定管理や外部委託を行うなど、4町の合併に伴う事業の効率化による職員の削減と業務の外部委託を中心に、これまで行ってきておったわけですが、職員数もこれ以上減らせないところへ来ているのではないかと思います。これまでの行財政改革も限界に来ているのではないかというふうに思います。

これまでの第1次から第3次までの行財政改革は成果を上げてきたと思いますが、今後、人口減少による交付税の減や高齢化に伴う福祉関係経費の増、老朽化している公共施設の維持管理費の増、働き方改革による人件費の増など将来の財政に対する不安要素はいっぱいございます。来年度から第4次の行財政改革に取りかかるに当たって、これまでとってきた行財政改革は限界に来ていると思いますが、今後どのような行財政改革を行うのか。また、それを行うための具体的施策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井一司議員の一般質問、行財政改革の推進についての再問、今後どのような行財政改革を行うのか。また、それを行うための具体的施策はどのように考えているのかについてお答えを申し上げます。

来年度からスタートいたします第4次行財政改革大綱及び行財政改革推進プランの策定に向け、本年10月の行財政改革本部会議、11月の行財政改革推進委員会において、各委員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言等を取りまとめ作成いたしました行財政改革大綱（案）について、現在、パブリックコメントを実施しております。

この大綱（案）では、今後の目標として、社会情勢の変化や多様化する行政需要に適切に対応し、未来への投資ができる持続可能な財政基盤の構築に加え、行政の質の向上を図り、市民、地域、行政等が主体性を持って課題解決に取り組める効率的な行財政システムの構築を図ることとしております。

持続可能な財政基盤の構築では、中・長期的な視点に立ち、財政収支の均衡に留意しながら、計画的で健全な財政運営を目指すため、阿波市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量や配置の最適化を加速させるとともに計画的に長寿命化を図ってまいりま

す。また、企業誘致の推進や中小企業者への支援を行うとともに、魅力ある地域資源を生かした広域的な観光の振興を図る魅力的で活力ある産業振興の確立を新しく盛り込んでおります。

効率的な行財政システムの構築として、人工知能、A Iや入力作業の自動化、R P A等の導入を研究するなど、電子自治体の構築を図ってまいりたいと考えております。

今後、地方を取り巻く環境は厳しさを増していくと予測しておりますが、第4次を迎える行財政改革にもなお一層取り組み、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 来年度からスタートする第4次の行財政改革では、これまでも職員削減を中心にしたものと違って、公共施設の維持管理については、総量と配置の適正化を行い、計画的に長寿命化を図っていくこと、企業誘致や中小企業者への支援を行って産業振興の確立を図ること、効率的な行財政を行うために電子自治体の構築を図ることなど持続可能な財政基盤の構築に加えて、効率的な行財政システムの構築で対応していくこととでございます。今後も地方財政は厳しい状況が続くものと予想されますので、引き続き健全な財政運営ができるようご努力をお願いしたいと思います。

次に、第2問目に移りたいと思います。

第2問目は、地方自治体行政の最先端技術の導入についてであります。

1問目の行財政改革とも関連する質問になりますが、近年の技術革新には著しいものがあります。私が就職したころ、今から40年余り前でございますけれども、事務作業はそろばんと初期の大型の電卓でありました。それから、私は使ったことがございませんが、その少し前には、手回しの機械式の計算機も使われていたようでございます。その後、パソコンが導入され、自分でプログラムを組んだり、また大型の電子計算機で会計の集中化が行われました。20年くらい前から職員それぞれにパソコンが配置され、データのデジタル化やインターネットでの情報のやりとりがされるようになり、例えば、10年余り前からは入札も電子入札が行われるようになったり、職員の出勤退勤もパソコンで行われ、データや情報も庁内LAN、要するにパソコンとパソコンをつないで行われるようになりました。また一方で、情報管理にも気をつけなければならないような時代になってきております。

そして、さらには、現在では情報化社会となり、さまざまな行為が電子化され、第4次産業革命とも言われております。通信、データ処理、先ほど部長が言われましたAI、人工知能ですね、アーティフィシャル・インテリジェンス、それからセンサー、ものの制御ということでIoT、インターネット・オブ・シングス、ものどものインターネットでつないで自動的に制御する仕組みでございます。こうした技術が桁違いに進化してきており、今後さまざまな行政サービスが変わる要素がございます。

国においても、平成30年度過ぎからRPA、先ほど部長のお話にもありましたRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、手作業で行ってきた仕事を自動化するという仕組みでございます。このRPAの導入に支援をするための補助事業を平成30年度——昨年度の補正で国が事業化しております。

こうした事業に幾つかの県あるいは幾つかの市町村が手を挙げて取り組み始めております。徳島県内では、徳島県だけがまだ取り組まれておる状況で、どの市町村も取り組んではいないようでございます。

こういった技術革新でどんなことができるかという、AI、人工知能による道路等の自動監視、センサーによる施設の自動管理、問い合わせに対する自動回答、それから、既に取り入れられておりますけれども議事録の自動作成、水道メーターの自動読み取り、税金の電子申告、例えば緊急地震速報もそれに当たるかと思えます。あるいは私がさきの6月定例会で河川の監視カメラの提案をいたしましたけれども、例えばセンサーによる危険箇所自動監視もできるようになるのではないかと考えております。

そこで、先ほどの行財政改革の質問の中で、AIやRPA等の導入を研究するなど電子自治体の構築を図りたいという行財政改革の推進の中でのご答弁がございましたが、阿波市も、行政にAIやIoTなどの最先端技術の積極的な活用を考えてはどうかと思えます。お伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井議員の一般質問、自治体行政への最新技術の導入についてお答えを申し上げます。

世界経済フォーラムでは、人工知能、AIによって労働生産性が高まるのに加え、消費者の満足度の向上が新たな需要を生み、世界の国内総生産——GDPを2030年までに約20%押し上げると予測しております。

現在、国におきましては、人口減による職員不足に備え、AIやIoTを活用し、住民

サービスの向上や業務の効率化を図る自治体の増加を目指すモデル事業を実施しております。また、県では、これまで人間が行っていた入力作業を自動化するRPAの正式導入を決めるとともに、2020年以降も順次幅広い業務にAIやIoTなど最新技術を導入するとしております。

こうした流れを受け、本市におきましても、水道課が昨年度に通信大手ソフトバンクとの共同で県事業を受託し、水道メーターのIoT化実証実験を行いました。この実証実験は、通信機能を持った水道メーター、いわゆるスマートメーターを読み取った検針データを県が設置いたしましたとくしまIoTプラットフォームに送って蓄積し、詳細な使用水量の把握による水道事業運営の効率化を検証するもので、検針の効率化はもとより水道使用状況を通した見守り機能もあわせて確認することができました。

一方、こうした最先端技術の導入には多額の費用を要することも判明いたしまして、市単独での導入には厳格なコスト管理の必要性を認識する結果となっております。

今後、行政運営の効率化を図る上でAIやRPAなどの導入は不可欠と考えていることから、県が主催いたします徳島県・市町村情報化推進協議会、徳島ICT推進フェアやIT事業者によるセミナーに参加をいたしまして、最新技術の動向や知識の習得に努めるとともに、現在策定中の行財政改革推進プランにAI、RPAを研究する旨を盛り込み、導入に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 今後の行政運営の効率化を図る上でAIやRPAなどの導入は不可欠と考えているので、最新技術の動向や知識の習得に努め、導入に向けた取り組みを推進したいとの答弁でございました。

使い方によっては、行政だけでなく地域振興にもつながり、また業務の効率化によって職員の仕事も、ほかの仕事に振り向けられるなどの効果もあります。今後さまざまな可能性が広がる技術でありますので、積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

第3問目は、豪雨災害への対応についてであります。

河川災害につきましては、昨日、今日と、江澤議員や吉田議員、中野議員から質問がございまして、一部重なるところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

豪雨災害につきましては、地球温暖化のためかどうかわかりませんが、近年、例えば平成26年8月には広島で記録的な大雨による土砂災害、平成27年9月、関東、東北の豪雨による鬼怒川堤防の決壊、平成27年7月、北九州豪雨による土砂災害、昨年——平成30年7月には岡山県、愛媛県の河川堤防の決壊や河川の氾濫、今年9月は台風19号による長野から北関東、東北にかけての堤防決壊や河川氾濫、出水など広範囲にわたる土砂災害が起こるなど、毎年のように豪雨災害が発生いたしております。

豪雨災害は、台風による場合あるいは一気に雨が集中して降る場合、線状降水帯により連続して雨が降る場合、時間当たりの雨量は多くないが、何日も続けて降る場合など、災害が発生する原因となる雨の降り方はそれぞれ異なりますが、近年各地で発生している豪雨災害は、今までの我々の予想を超える大規模なものとなっております。

被害の発生を最小限に抑えるためには、まずどのように予測するのが大事だと思います。そこで、阿波市ではハザードマップを作成しておりますけれども、現行のハザードマップは、このような最近起こっております豪雨の発生に対応できるものになっているか、見直しの必要はないか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井一司議員の一般質問、豪雨災害への対応について、近年各地で発生している豪雨災害に現行のハザードマップはこれに対応できるのか、見直しは必要ないのかとのご質問にお答えを申し上げます。

近年、全国的に異常気象等により豪雨や大型化する台風などによりまして河川の氾濫や決壊など広域的な自然災害が頻発し、さらには南海トラフ地震の発生確率が高くなっているなど地域の安全・安心の確保が課題となっております。

本市におきましては、安全・安心のまちづくりを推進するため、合併当初の平成17年に阿波市地域防災計画を策定し、災害対応に当たるとともに、平成18年には阿波市総合ハザードマップを作成し、市民の皆様には災害時における被害予測情報を提供しております。

ハザードマップにつきましては、常に最新の知見に基づいた予測をお示しする必要があり、平成28年に国が公表いたしました吉野川水系吉野川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図などとの整合性を図るため改定版を作成し、市民の皆様にお届けしております。さらに、本年度におきましても、県が公表いたしました中央構造線活断層帯地震の被害想定や吉野川水系宮川内谷川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図、また新たに指

定される土砂災害警戒区域などとの整合性を図るため、阿波市総合ハザードマップの最新版を作成し、近日中に市内全戸に配布をすることとしており、あわせて各支所での配付や本市ホームページでの公開も予定しております。

本市におきましては、今後もハザードマップの情報を随時更新し、市民の皆様の安全と安心の確保のため最新の防災情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ハザードマップは、最新の知見に基づいた予測により作成し、本年度も最新の情報により改定した阿波市総合ハザードマップの最新版を作成しており、近日中に配付予定とのことでした。

総務常任委員会では先日もご報告いたしました。閉会中の継続調査で、昨年、豪雨災害により河川の氾濫被害に遭った岡山県高梁市に行政視察を行いました。被害状況などをお聞きする中で、備えることの難しさを痛感しつつ、改めて市民の安全・安心のため防災への取り組み及び災害対応の重要性を実感いたしました。

昨日の江澤議員の代表質問で、県管理の河川が市内に44河川、市管理が57河川ということで、阿波市内には多くの河川があるとのこと説明でしたが、阿波市内の河川について、県と協力して常にチェックと見直しを行い、被害を最小限に抑えるための万全の対策を講じるようお願いしたいと思います。

次に、第4問目、消費生活センターについてでございます。

消費生活センターにつきましては、県が消費者行政を推進していることから平成28年9月定例会で設置の提案をし、翌平成29年6月に開設されました。3年を経過しようとしておりますので、その後の状況等につきましてお伺いしようと思っております。

最近、新聞やニュース等で見えておりますと、未納料金があるといったようなはがきやメールによる架空請求、キャッシュカードが不正に使われているとしてカードをだまし取るような集団が逮捕されたといったような話が報道されております。そのほか、電話による勧誘販売や訪問販売による悪質な商法や、最近ではインターネットを利用した通信販売での商品購入時のトラブルなどが多々起きていると聞いております。また、台風などの災害に遭った地方では、修理に便乗して高額な費用を請求するなどの悪質な業者が横行しているようでございます。このような消費者トラブルは、いつ、誰に起こってくるかわかりません。

そこで、消費者被害を防止するため、阿波市では消費生活センターを平成29年6月に開設し、3年を迎えておりますが、1点目に、消費生活相談の現状や活動状況について、2点目に、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、消費生活センターについて2点ご質問いただきましたので、順次答弁させていただきます。

阿波市消費生活センターは、消費者の利益の擁護と増進を図り、市民の消費生活の安定と向上を図るため、先ほど議員がおっしゃったとおり平成29年6月に市役所1階に設置し、相談の受け付け、問題解決に向けての助言やあっせんを行い、相談者の不安を払拭するための支援拠点としているところであります。

そこで、ご質問の1点目、消費生活相談の現状や活動状況であります。消費生活相談の現状としまして、相談の実績件数は、平成29年度は200件、30年度は247件と前年比47件の増加となっております。本年度は、4月から10月末までに133件の相談が寄せられており、消費生活センター開設以来、身近な相談窓口として機能しているところであります。

平成30年度の相談は、男性が38%、女性が62%であり、年齢的には、60歳以上が約6割を占めております。相談内容では、架空請求に関する相談が最も多く70件、次いで、これも先ほど議員がご指摘をされたとおり、インターネット通販でのトラブルが61件と上位を占めております。

次に、活動状況であります。日々の相談業務に加え、消費者被害の未然防止のため、広報紙やACNでの周知、市内消費者協会と協働での被害防止キャンペーンといった啓発活動、各種団体の会合や高齢者の集まるサロンなどへ相談員が出向き、消費者被害の事例の紹介やDVD、紙芝居を用いた解説などの啓発を行う出前講座、さらには中学生や新成人など若年者への消費者教育を行っております。

次にご質問2点目、今後の取り組みであります。センターとしましては、今後も迅速で適切な消費者相談の充実を図るとともに、出前講座や各種広報媒体を活用した啓発に積極的に努めてまいります。また、平成30年度に警察や民生委員、市内消費者協会などにより設立しました阿波市消費者安全確保地域協議会による見守り活動を活性化させ、市民の方の消費生活の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 消費者相談ということで、年200件を超えるさまざまな相談があり、市民の安全・安心に資することができるなどというふうに感じました。消費者相談の充実を図るとともに啓発に努め、阿波市消費者安全確保地域協議会による見守り活動を活性化させ、市民の消費生活の安全の確保に努めるということでございます。

消費生活センターを開設して3年ですが、まだまだ知らない市民の方もいると思いますので、しっかりと出前講座や広報等を通じて周知に努めていただきたいと思います。また、消費者安全確保地域協議会という活動組織をつくっておりますので、地域の中それぞれの立場で、消費者被害に遭わないよう身近なところからお互いに見守り合っていただき、また私たちも、このように議会を通じて大いに広報に協力したいと思います。今後、さらに市民の消費生活での安心・安全を守るために、消費者被害の未然防止と被害の迅速な解決をいただけるよう期待いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（松村幸治君） これで8番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時14分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番武澤 豪君の一般質問を許可いたします。

武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） それでは、議員番号1番、市政クラブ武澤豪、ただいまから令和元年第4回阿波市議会定例会の最後の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は2点です。

まず1点目、阿波市が主体となる婚活推進について。

先ほどの一般質問でも榎原賢二議員が婚活支援の質問をされましたが、私の質問は、30代をメインとした婚活です。

2015年のある統計では、全国で20代前半の男性未婚率は95%、女性は91.4%、20代後半の男性未婚率は72.7%、女性は61.3%、30代前半では男性47.1%、女性は34.6%、30代後半では男性未婚率35%、女性は23.9%とな

っています。

現在の少子化を語る上で必ず問題になってくるのが結婚の晩婚化であり、晩婚化のために出生率が低いという統計も出ております。また、その中でも、いずれは結婚したい、または2から3年以内に結婚したい、すぐにでも結婚したいという回答を合わせると、7割以上の人が結婚したいと考えているようです。未婚、晩婚化の理由に上げられるうち約5割が経済的な余裕がないという理由があるものの、次に上げられる理由が、異性と知り合う機会がない、希望の条件を満たす相手にめぐり会えないであるようです。

私が今回質問としてさせていただくのが、阿波市としてどのような婚活支援が行われているのかということです。まずは、以上のことについて安丸部長の答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 武澤議員の一般質問、阿波市が主体となる婚活推進についての1点目、人口減少の要因に結婚の晩婚化がある。阿波市主体の婚活推進で晩婚化を解決できないかについてお答えをいたします。

本市の婚活支援といたしましては、交流防災拠点施設アエルワと結婚支援を行っておりますマリッサとくしまが協働で本年度は婚活イベントの開催を、2回予定をしております。6月に婚活イベントとして料理教室を開催いたしております。加えてマリッサとくしまは、阿波市内のレストランなどの民間事業者と協働し、婚活イベントや趣味による広域的な出会いの場づくりを提供していただいているところであります。

また、阿波市社会福祉協議会では、結婚相談員による結婚相談窓口を開設しております。平成30年度は年間約100件余りの相談を受け付けていると聞いております。さらに、阿波市勤労青少年ホームでは、各種講座やグループ活動により出会いや交流の場を提供しております。このように、公的団体や民間事業者との連携によりまして、婚活につながる出会いや交流の場を提供しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

今回、私が提案するのは30代に限った婚活支援であります。

20歳になったときには、成人式としてフレッシュな若者たちが顔を合わせ、昔を懐かしみ、夜遅くまで話に花を咲かせていることは、年々、年初のうれしい行事ではあります。これを婚活と絡め、30代にも別形式で行うことはできないでしょうか。

仮称として、1.5倍成人式といった名目で、30代である程度の社会人の経験を積んだメンバーで再開することを考えれば、同級生という昔なじみからの出会いを生み出すかもしれません。これは何も毎年することではなく、3年に一度程度の機会を設け、阿波市みずから率先して出会いの場を提供することで、郷土愛や人とのつながりも再発見できるに違いありません。担当部署の垣根を取り払い、それぞれの課がそれぞれの持ち味を出し合った上、1.5倍成人式が開催されると、阿波市の未婚率の低下や出生率も上昇するものと考えます。

以上のことを踏まえて、安丸部長にどのようなお考えかの再問をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 武澤議員の一般質問、阿波市が主体となる婚活推進についての再問にお答えを申し上げます。

まず、本市における晩婚化の現状につきましては、先ほど議員からもご案内がございましたけれども、平成27年に実施された国勢調査によりますと、35歳から39歳の方の未婚率について、男性が約37.5%、女性が約24.1%となっており、晩婚化、未婚化を示すこととなっております。

これは、近年、少子化や核家族化、情報化等の進展によりまして若者を取り巻く環境が大きく変わり、地域とのつながりを醸成する交流の場が少なくなっているのが一つの要因と考えられます。

今後につきましては、ご提案いただきました出会いのきっかけづくりを含め、本市だけにとどまらず近隣市町とも連携を呼びかけ、広域に出会いの場づくりを行っていくとともに、民間事業者と協力し、行政主体の支援事業の強みである安全性、連携力、長期的視点に立った支援などの体制づくりを検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁の中に、35から39歳の男性未婚率が37.5%、女性は24.1%、私の調べたデータよりも阿波市では未婚率が平均以上であることがわかります。

日本の、阿波市の少子化問題は待ったなしの状況です。阿波市の将来を担うのは我々だけではありません。現在の30代、20代、10代、子どもたち、そしてこれから生まれ

てくる子どもたちであります。よりよいまちづくりを進める上で、若者に活気があり、子どもたちが笑顔で過ごせることができなければ発展はあり得ません。ぜひ今回の提案を吟味いただき、今後の少子化対策に役立てていただければありがたいと思います。

これで1点目の質問を終わります。

次に、2問目は、質問というより要望になります。

市民の皆様や理事者の方々は、HACCPという言葉をご存じでしょうか。HACCPとはH、A、C、C、Pと書きます。（資料を示す）Hはハザード——被害、Aはアナリシス——分析、Cはクリティカル——重要、もう一つのCはコントロール——管理、最後のPはポイント——点という略語の意味で、被害分析重要管理点と訳されます。

HACCPとは、食品等事業者みずからが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減されるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。この手法は、国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関である食品規格委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたもので、ほぼ全ての食品工程で必要不可欠なのです。

では、このHACCPという制度に対して、なぜ要望を行うかということですが、先ほども話したように、ほぼ全てと言っても過言ではない食品製造会社などで、来年の6月から厚生労働省のもとHACCP義務化が行われます。認証を特に得る必要はないということですが、HACCPの手順を義務化するといったものです。

では、HACCPの工程はどのようなものがあるかについてですが、HACCPには12の手順があり、その中の7つはHACCPの原則と言われるものであるようです。この7つの原則を忠実に守らなければ、保健所の処分や罰則規定があるとのことですが、

残念ながら、現在の日本において、これだけ重要な事項であるにもかかわらず大きく取り上げられることもなく、また一部の関係者にしか知れ渡っていない情報であり、今回の一般質問で声を大にしての支援のお願いであります。

保健所に聞いてみたところ、今回の義務化については、先ほども申し上げたとおり、HACCPの認証資格を必ずしも取得する必要はありません。しかし、徳島県では、徳島県版HACCPとして県が推奨しているHACCP制度があります。国の定めるHACCPよりも比較的簡単に費用面も安く、国の定める基準に準じたものです。一般的にHACCPは、人員の教育と審査費用で約50から100万円、また更新費用が1回10から20

万円に対し、徳島県版HACCPは新規審査料が約3万円、更新費用は3年前で2万円となっており、県や関係機関のバックアップもあり、非常にとりやすいものになっています。県内のHACCP取得業者は約40件、そのうち阿波市の事業者は2件となっているとのことです。

では、HACCPを取得すればどういったメリットがあるかという点ですが、まず製品に対する安全性や信頼性が高まります。今後もグローバル化が進む現代において、阿波市でも、とら巻や花嫁菓子、和三盆糖、しろわ・くろわなどの銘菓と呼ばれるものや、たらいうどんなどの国内外にPRできる飲食物を輸出する際に、また海外の方々が多く来られる国際的な催事に関しては、恐らくHACCPの取得が必須条件になると考えられます。農業においても、美～ナスが東京オリンピック・パラリンピックに納品する際に、GAPという資格が必要最低限であるのと同じことです。今後も、HACCPやGAPなどの資格がなければ、大きな取引先や海外の輸出などが難しくなるのではないかと考えます。

次に、HACCPの取得では、衛生管理の維持管理や従業員の意識向上、そして何より消費者の方々に取り組みをアピールできます。安心・安全はお金では買えませんが、より安心なHACCP認証マークをつけた生産加工品を目視化することにより、消費者の方々に優先的に選んでいただけるものと考えます。

今回の要望として、阿波市では、他の市町村にはないHACCPの先進的な取り組みをする市として成長してもらい、それに対する補助金を出すことができないかといったものです。これに対する答弁を阿部部長お願いいたします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 武澤議員の一般質問の2問目、HACCP義務化に対する阿波市の支援についてということで、来年6月に施行されますHACCP義務化について阿波市で支援を考えてはどうかということについて答弁させていただきます。

HACCPとは、先ほど議員からご説明もありましたが、食品を製造する際に、食中毒や異物混入といった危害要因を除去または低減させるため重要な工程を管理する国際的に認められた衛生管理手法であり、徳島県は徳島県食の安全安心推進条例に基づき、HACCP式の衛生管理に取り組み、一定の基準を満たす事業者に徳島県HACCP認証を行っております。

徳島県HACCP認証の取得は、食品の安全性や信頼性の向上はもとより、従業員教育や消費者へのPRに役立つことから大変有効であると考えます。一方で、国は食品衛生法

を平成30年に一部改正し、全ての食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の義務化を令和2年6月から施行し、1年間の猶予期間を経て令和3年から完全に義務化することとしており、今後、中小の食品等事業者の負担が懸念されるところであります。

こうしたことから、安全で安心な食品を提供いただくとともに中小事業者の負担を軽減するため、現在、中小事業者向けに実施しておりますががんばる企業応援事業を活用できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市では、野菜の生産に対する徳島県安2GAPの取得に関しては、既に補助金の支給があります。今回のHACCP取得においても同等の補助金の実現すれば、阿波市の生産加工品は、安全意識の高い世界にも胸の張れる生産物から国際基準に準ずる一品になると考えます。期限が迫っております。ぜひともHACCP先進市阿波市としてのご支援をお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これで1番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第65号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第3 議案第66号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第67号 令和元年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第68号 阿波市阿波地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第6 議案第69号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第70号 阿波子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○副議長（松村幸治君） 次に、日程第2、議案第65号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第7、議案第70号阿波子育て支援センターの設置及び

管理に関する条例の制定についてまでの計6件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第70号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第4回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、9日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

11日午前10時30分から総務常任委員会、12日午前10時から文教厚生常任委員会、13日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は12月18日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時36分 散会